

(1) 横断的事項

ア. 労働(ディーセント・ワークの促進等)

(ア)ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の促進

((1)雇用の促進、(2)社会的保護の方策の展開及び強化、(3)社会対話の促進、

(4)労働における基本的原則及び権利の尊重、促進及び実現等)

(注)本一覧は1年間での取組を対象としていところ、明示的な完了目標日があるものは記載し、ないものは1年間での進捗を確認する。

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間(注)	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
1	●「ILO宣言」に述べられている基本的権利に関する原則の尊重、促進及び実現のために労働政策を推進し、女性活躍の推進にも貢献するワーク・ライフ・バランスの確保も含むディーセント・ワークの実現に引き続き努めていく。	【内閣府、厚生労働省】	総雇用におけるインフォーマル雇用の割合(非農林業就業者に占める自営業主・家族従業者の割合)、労働者の平均時給(性別、年齢、職業、障害者別)、失業率(性別、年齢、障害者別)、労働者100,000人当たりの致命的及び非致命的な労働災害数 (注)SDGsのゴール8(すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する)とそのターゲットのグローバル評価指標のうち、主な関係指標	(厚生労働省)厚生労働省では、ビジネスと人権に関して、国内においては、働き方改革の推進などを通じてディーセント・ワークの促進、ハラスメント対策の推進、女性の活躍の推進、障害者雇用の促進など幅広く対応を実施している。	期限の定めなし	1 3	I. 人権を保護する国家の義務 基本原則 1. 国家は、その領域及び／または管轄内において生じた企業を含む第三者による人権侵害から保護しなければならない。このために国家は、実効的な政策、立法、規制や司法判断を通じて、人権侵害を予防、調査、処罰、救済するための適切な手段をとらなければならない。 I. 人権を保護する国家の義務 一般的な国家の規制・政策機能 3. 国家は、その保護する義務を果たすために、以下の事項を行うべきである。 (a) 企業に人権尊重を義務づけるもしくはその効果のある法律を施行し、定期的にその法律の妥当性を審査し、隔たりがある場合は対処すること。 (b) 会社の設立や活動を規律する会社法などこの指導原則以外の法律や政策が、企業による人権尊重を強要するのではなく可能にすることを確保すること。 (c) 企業に対して、その活動の全体を通じて人権を尊重する方法について実効的な指導を行うこと。 (d) 企業による人権への悪影響への対処方法を企業が伝えることを奨励し、適切な場合は義務付けること。
2	●批准することが適当と認められる基本的なILOの条約及び他のILOの条約の批准を追求するための継続的かつ持続的な努力を払っていく。	【内閣官房、人事院、総務省、外務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、防衛省】	・実施状況	ILO第105号条約の締結に向け、2021年6月に議員立法により関連する国内法の改正が行われ、2022年3月、同条約の締結について国会の承認を求めるの件を提出。引き続き関係省庁で一体となって、可能な限り速やかに批准すべく、必要なプロセスを進めている。 残る未批准のILO基本条約であるILO第111号条約については、引き続き、国内法制と同条約との整合性の検討を進めていく。同条約については、昨年、政労使の代表者が参集するILO懇談会でも議論を行った。	期限の定めなし	1 3	I. 人権を保護する国家の義務 基本原則 1. 国家は、その領域及び／または管轄内において生じた企業を含む第三者による人権侵害から保護しなければならない。このために国家は、実効的な政策、立法、規制や司法判断を通じて、人権侵害を予防、調査、処罰、救済するための適切な手段をとらなければならない。 I. 人権を保護する国家の義務 一般的な国家の規制・政策機能 3. 国家は、その保護する義務を果たすために、以下の事項を行うべきである。 (a) 企業に人権尊重を義務づけるもしくはその効果のある法律を施行し、定期的にその法律の妥当性を審査し、隔たりがある場合は対処すること。 (b) 会社の設立や活動を規律する会社法などこの指導原則以外の法律や政策が、企業による人権尊重を強要するのではなく可能にすることを確保すること。 (c) 企業に対して、その活動の全体を通じて人権を尊重する方法について実効的な指導を行うこと。 (d) 企業による人権への悪影響への対処方法を企業が伝えることを奨励し、適切な場合は義務付けること。

(イ) ハラスメント対策の強化

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
3	●改正労働施策総合推進法等の履行確保を通じてハラスメントのない職場環境の実現に向けた取組を引き続き推進していく。	【厚生労働省】	①セクシュアルハラスメント措置義務に関する是正指導の件数 ②妊娠・出産等に関するハラスメント措置義務に関する是正指導の件数 ③パワーハラスメント防止措置に関する是正指導の件数	①1,941件(令和2年度) ②2,301件(令和2年度) ③408件(令和2年度)	期限の定めなし	1 3	I. 人権を保護する国家の義務 基本原則 1. 国家は、その領域及び／または管轄内において生じた企業を含む第三者による人権侵害から保護しなければならない。このために国家は、実効的な政策、立法、規制や司法判断を通じて、人権侵害を予防、調査、処罰、救済するための適切な手段をとらなければならない。 I. 人権を保護する国家の義務 一般的な国家の規制・政策機能 3. 国家は、その保護する義務を果たすために、以下の事項を行うべきである。 (a) 企業に人権尊重を義務づけるもしくはその効果のある法律を施行し、定期的にその法律の妥当性を審査し、隔たりがある場合は対処すること。 (b) 会社の設立や活動を規律する会社法などこの指導原則以外の法律や政策が、企業による人権尊重を強要するのではなく可能にすることを確保すること。 (c) 企業に対して、その活動の全体を通じて人権を尊重する方法について実効的な指導を行うこと。 (d) 企業による人権への悪影響への対処方法を企業が伝えることを奨励し、適切な場合は義務付けること。

(ウ)労働者の権利の保護・尊重(含む外国人労働者・外国人技能実習生等)

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
4	●外国人を雇用する事業主に対する労働法令の遵守及び「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」(平成19年厚生労働省告示第276号)について、セミナー等を通じて事業主への周知徹底・意識啓発を図る。	【厚生労働省】	・ハローワークにおける事業主訪問指導の実施件数	2018年度:11,018件(計画数:11,469件) 2019年度:11,540件(計画数:11,597件) 2020年度:9,003件(計画数:11,342件) また、外国人労働者の雇用管理改善に係る周知広報を効果的に行うため、毎年外国人労働者問題啓発月間を開催し、周知広報を実施している。	期限の定めなし	1 3	I. 人権を保護する国家の義務 基本原則 1. 国家は、その領域及び／または管轄内において生じた企業を含む第三者による人権侵害から保護しなければならない。このために国家は、実効的な政策、立法、規制や司法判断を通じて、人権侵害を予防、調査、処罰、救済するための適切な手段をとらなければならない。 I. 人権を保護する国家の義務 一般的な国家の規制・政策機能 3. 国家は、その保護する義務を果たすために、以下の事項を行うべきである。 (a) 企業に人権尊重を義務づけるもしくはその効果のある法律を施行し、定期的にその法律の妥当性を審査し、隔たりがある場合は対処すること。 (b) 会社の設立や活動を規律する会社法などこの指導原則以外の法律や政策が、企業による人権尊重を強要するのではなく可能にすることを確保すること。 (c) 企業に対して、その活動の全体を通じて人権を尊重する方法について実効的な指導を行うこと。 (d) 企業による人権への悪影響への対処方法を企業が伝えることを奨励し、適切な場合は義務付けること。
5	●外国人労働者のために、都道府県労働局、ハローワーク、労働基準監督署において、多言語による対応を引き続き実施する。	【厚生労働省】	・都道府県労働局及び労働基準監督署への外国人労働者からの相談のうち、労働災害及び労働時間等に係る相談件数について、過去5か年平均以上の件数。	(厚生労働省)評価指標で設定した数値について達成している。今後も適切に措置を行ってまいりたい。 2018年度:3,727件(指標:3,024件) 2019年度:5,450件(指標:3,184件) 2020年度:7,503件(指標:3,822件) また、ハローワークにおいて、通訳員の配置や多言語音声翻訳機器の活用、13か国語の電話通訳が可能な多言語コンタクトセンター等による多言語相談支援を実施している。	期限の定めなし	8 25 31	I. 人権を保護する国家の義務 政策の一貫性の確保 8. 国家は、企業慣行を規律する政府省庁や他の公的機関がその任務を遂行する際には、関連情報、訓練、支援の提供等を通じて、これらの機関が国家の人権保障義務を認識し、遵守することを確保すべきである。 Ⅲ. 救済へのアクセス 基本原則 25. 国家は、ビジネス関連の人権侵害から保護する義務の一部として、そうした侵害が領域内及び／または管轄内で起きた場合、司法、行政、立法、その他適切な手段により、侵害を受けた者の実効的な救済へのアクセスを確実にするための適切な措置をとらなければならない。 Ⅲ. 救済へのアクセス 非司法的苦情処理の仕組みの実効性基準 31. 非司法的苦情処理の仕組みは、その実効性を確実にするため、国家によるもの及び非国家主体によるものともに、以下の要件を満たすべきである。 (a) 正当性:手続の利用が見込まれる利害関係団体から信頼を得、苦情処理の仕組みでの公正な運営に責任を持っていること (b) 利用可能性:手続の利用が見込まれる全ての利害関係団体に周知され、その利用に支障がある者には適切な支援が提供されていること (c) 予測可能性:段階に応じて必要な時間枠が示されている。明確で周知された手続が提供され、手続の種類や結果、履行監視方法について明確であること。 (d) 公平性:苦情申立人が、公正に、情報に基づき、敬意を払われながら苦情処理手続に参加するために必要な情報源、助言や専門知識に合理的なアクセスが確保されるよう努めていること。 (e) 透明性:苦情申立人に手続の経過について十分な説明をし、且つ手続の実効性について信頼を得、問題となっている公共の関心に応えるため十分な情報提供をすること。 (f) 権利適合性:結果と救済双方が、国際的に承認された人権と適合していることを確保すること。 (g) 持続的な学習源:苦情処理の仕組みを改善し、将来の苦情や人権侵害を予防するための教訓を得るために関連措置を活用すること。 運用レベルの手続はさらに以下の要件を満たすべきである (h) 関与(エンゲージメント)と対話に基づくこと:制度設計や成果について、利用が見込まれている利害関係団体と協議し、苦情に対処し解決するための手段として対話に焦点を当てること。

6	●技能実習制度においては、平成29年から施行した技能実習法に基づく新たな制度の下、監理団体の許可制や技能実習計画の認定制の導入、技能実習生への人権侵害の禁止規定や人権侵害を行った監理団体等への罰則規定の整備、外国人技能実習機構による実地検査の実施や技能実習生からの母国語相談・申告窓口の設置、二国間取決め等による制度の適正化を、ジェンダーの視点も踏まえつつ、引き続き実施する。技能実習制度の運用に関するプロジェクトチームが取りまとめた改善方策を引き続き着実に実施するほか、技能実習生の失踪防止に向けた新たな施策の実施に取り組む。	【法務省、外務省、厚生労働省】	・監理団体及び実習実施者に対する実地検査数 ・技能実習法に基づく行政処分等件数 ・母国語相談及び申告件数	・外国人技能実習機構における実習実施者及び監理団体に対する実地検査数(20,671件(2020年度)) ・技能実習法に基づく行政処分等件数(監理許可取消し:31団体、技能実習計画の認定取消し:285機関(2022年3月末現在)) ・母国語相談及び申告件数(母国語相談:延べ13,353件、申告(注):82件(2020年度)) (注)母国語相談窓口からの相談により明らかになったものを含み、技能実習法違反の疑いのある案件のうち、技能実習生等が技能実習法第49条の規定に基づく申告をするとした場合の件数。 なお、2021年4月21日からは、暴行や脅迫等の人権侵害行為の相談に対応するための専用窓口「 技能実習SOS・緊急相談専用窓口 」を開設。 この他、技能実習生の失踪防止に向けた取組として、2021年6月に失踪者の発生が著しいベトナムの送出機関からの技能実習生の新規受け入れを停止する措置を公表、同年8月から措置を開始。	2017年11月～	1	I. 人権を保護する国家の義務 A. 基本原則 1. 国家は、その領域及び／または管轄内において生じた企業を含む第三者による人権侵害から保護しなければならない。このために国家は、実効的な政策、立法、規制や司法判断を通じて、人権侵害を予防、調査、処罰、救済するための適切な手段をとらなければならない。
						3	I. 人権を保護する国家の義務 一般的な国家の規制・政策機能 3. 国家は、その保護する義務を果たすために、以下の事項を行うべきである。 (a) 企業に人権尊重を義務づけるもしくはその効果のある法律を施行し、定期的にその法律の妥当性を審査し、隔たりがある場合は対処すること。 (b) 会社の設立や活動を規律する会社法などこの指導原則以外の法律や政策が、企業による人権尊重を強要するのではなく可能にすることを確保すること。 (c) 企業に対して、その活動の全体を通じて人権を尊重する方法について実効的な指導を行うこと。 (d) 企業による人権への悪影響への対処方法を企業が伝えることを奨励し、適切な場合は義務付けること。
						5	I. 人権を保護する国家の義務 国と企業の連携 5. 国家は、人権の享受に影響し得るサービスの提供のために企業と契約を締結し、または法律を制定する場合、国際的な人権保障義務を果たすために適切な監督を実施するべきである。 (補足)「解説」より抜粋 国家は、人権の享受に影響するサービスを民営化する場合、その国際人権法上の義務を放棄するわけではない。(中略)国家は、しかるべき独立した監視及び説明責任制度を設けることを含む、実効的に企業活動を監督できることを確保すべきである。
						25	Ⅲ. 救済へのアクセス 基本原則 25. 国家は、ビジネス関連の人権侵害から保護する義務の一部として、そうした侵害が領域内及び／または管轄内で起きた場合、司法、行政、立法、その他適切な手段により、侵害を受けた者の実効的な救済へのアクセスを確実にするための適切な措置をとらなければならない。
31							Ⅲ. 救済へのアクセス 非司法的苦情処理の仕組みの実効性基準 31. 非司法的苦情処理の仕組みは、その実効性を確実にするため、国家によるもの及び非国家主体によるものともに、以下の要件を満たすべきである。 (a) 正当性: 手続の利用が見込まれる利害関係団体から信頼を得、苦情処理の仕組みでの公正な運営に責任を持っていること。 (b) 利用可能性: 手続の利用が見込まれる全ての利害関係団体に周知され、その利用に支障がある者には適切な支援が提供されていること。 (c) 予測可能性: 段階に応じて必要な時間枠が示されている、明確で周知された手続が提供され、手続の種類や結果、履行監視方法について明確であること。 (d) 公平性: 苦情申立人が、公正に、情報に基づき、敬意を払われながら苦情処理手続に参加するために必要な情報源、助言や専門知識に合理的なアクセスが確保されるよう努めていること。 (e) 透明性: 苦情申立人に手続の経過について十分な説明をし、且つ手続の実効性について信頼を得、問題となっている公共の関心に応えるため十分な情報提供をすること。 (f) 権利適合性: 結果と救済双方が、国際的に承認された人権と適合していることを確保すること。 (g) 持続的な学習源: 苦情処理の仕組みを改善し、将来の苦情や人権侵害を予防するための教訓を得るために関連措置を活用すること。 運用レベルの手続はさらに以下の要件を満たすべきである (h) 関与(エンゲージメント)と対話に基づくこと: 制度設計や成果について、利用が見込まれている利害関係団体と協議し、苦情に対処し、解決するための手段として対話に重点を当てること

イ. 子どもの権利の保護・促進

(ア) 人身取引及び性的搾取を含む児童労働撤廃に関する国際的な取組への貢献

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
7	●「バリ・プロセス」への提出・参加を含む国際社会等との協力の下、JICAの技術協力や様々な国連機関への提出を通じて、ジェンダーの視点も踏まえた人身取引対策及び被害者保護の強化に向けた取組を引き続き支援していく。	【外務省】	・国際移住機関(IOM)の人身取引被害者の帰国支援事業を利用して帰国した外国人人身取引被害者のうち、社会復帰支援を受けた人数	2021年4月から2022年3月までに、11名の外国人人身取引被害者に対し、社会復帰支援(法的支援、起業支援及び医療支援等)を提供。	2005年～	10	I. 人権を保護する国家の義務 政策の一貫性の確保 10. 国家は、ビジネス関連の問題を扱う多数国間機関の一員として行動する場合、以下の事項を行うべきである。 (a) これらの多数国間機関が、加盟国の保護する義務を果たす能力を制限したり企業の人権尊重を妨げないよう確保することに努めること。 (b) これらの多数国間機関が、の権限と能力の範囲内で、企業による人権尊重を促進し、要請されれば技術支援、人材育成、啓発活動等を通じて、企業による人権侵害から保護する国家の義務の履行を支援するよう奨励すること。 (c) この指導原則を利用して、企業と人権についての課題に対処する上での共通理解を促進し、国際協力を推進すること。
8	●国際機関等への提出を通じて、児童労働の撤廃に向けた取組の支援を引き続き行っていく。	【外務省、厚生労働省】	(厚生労働省) (注)(3)(ア)(ク)参照	(厚生労働省)我が国からの提出を通じてILOが実施している「アジア地域の児童労働撤廃等対策プロジェクト」において、フィリピンでのコミュニティベースの児童労働監視システムの開発や、ASEAN地域での児童労働撤廃のためのロードマップの策定への支援等が行われており、アジア地域の児童労働の撤廃に向けた取組に貢献している。	-	10	I. 人権を保護する国家の義務 政策の一貫性の確保 10. 国家は、ビジネス関連の問題を扱う多数国間機関の一員として行動する場合、以下の事項を行うべきである。 (a) これらの多数国間機関が、加盟国の保護する義務を果たす能力を制限したり企業の人権尊重を妨げないよう確保することに努めること。 (b) これらの多数国間機関が、の権限と能力の範囲内で、企業による人権尊重を促進し、要請されれば技術支援、人材育成、啓発活動等を通じて、企業による人権侵害から保護する国家の義務の履行を支援するよう奨励すること。 (c) この指導原則を利用して、企業と人権についての課題に対処する上での共通理解を促進し、国際協力を推進すること。

(イ) 旅行業法の遵守を通じた児童買春に関する啓発

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
9	●旅行業法(昭和27年法律第239号)の遵守を通じた児童買春に関する啓発及び、旅行者が児童買春を目的とするような不健全旅行に関与しないよう旅行業法に基づく立入検査を引き続き実施していく。	【観光庁】	旅行業法に基づく立入検査による旅行者の不健全旅行への関与が無いかな等の調査状況	旅行者等に対して旅行業法に基づく立入検査を実施し、直近2021年度において児童買春を目的とするような不健全旅行への関与は認められなかった。	旅行業法により定められている限り実施	1	I. 人権を保護する国家の義務 基本原則 1. 国家は、その領域及び／または管轄内において生じた企業を含む第三者による人権侵害から保護しなければならない。このために国家は、実効的な政策、立法、規制や司法判断を通じて、人権侵害を予防、調査、処罰、救済するための適切な手段をとらなければならない。
						3	I. 人権を保護する国家の義務 一般的な国家の規制・政策機能 3. 国家は、その保護する義務を果たすために、以下の事項を行うべきである。 (a) 企業に人権尊重を義務づけるもしくはその効果のある法律を施行し、定期的にその法律の妥当性を審査し、隔たりがある場合は対処すること。 (b) 会社の設立や活動を規律する会社法などこの指導原則以外の法律や政策が、企業による人権尊重を強要するのではなく可能にすることを確保すること。 (c) 企業に対して、その活動の全体を通じて人権を尊重する方法について実効的な指導を行うこと。 (d) 企業による人権への悪影響への対処方法を企業が伝えることを奨励し、適切な場合は義務付けること。

(ウ) 「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ」を通じた取組

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
10	●「子どもに対する暴力撲滅行動計画」の着実な実施を通じ、性的搾取等を含む国内の子どもに対する暴力撲滅に取り組んで行く。	【内閣府、警察庁、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省】	(関係府省庁) 「子どもに対する暴力撲滅行動計画」に記載されている子どもに対する暴力の発生・相談件数等	(関係府省庁) 令和3年8月、「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ」(GPeVAC)のパスファインディング国として、SDGsのターゲットである「子どもに対する暴力撲滅(ターゲット16.2)」の達成に寄与することを念頭に、虐待、性的搾取等・性暴力、いじめ、体罰等の分野における取組を幅広く取りまとめた「子どもに対する暴力撲滅行動計画」を策定した。児童虐待の発生予防・早期発見及び発生時の迅速かつ適切な対応、「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)」に基づく取組、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」等に基づく対応の徹底、学校での体罰防止・家庭での体罰防止(含む、民法の親権者の懲戒権の規定の在り方についての検討)等、同計画に記載された取組を着実に進めている。	2021-2023頃	1	I. 人権を保護する国家の義務 基本原則 1. 国家は、その領域及び／または管轄内において生じた企業を含む第三者による人権侵害から保護しなければならない。このために国家は、実効的な政策、立法、規制や司法判断を通じて、人権侵害を予防、調査、処罰、救済するための適切な手段をとらなければならない。
11	●「子どもに対する暴力撲滅基金」の人道分野への関与を通じ、海外における子どもに対する暴力をなくすための取組を推進していく。	【外務省】	・日本政府提出案件における裨益者数等(「子どもに対する暴力撲滅基金」からの事業報告書による)	2020年度第三次補正において、子どもに対する暴力撲滅基金に約1.5億円を拠出。同拠出により、ウガンダ及びケニアを対象とした「新型コロナウイルス感染症の影響下における暴力からの子どもの保護」事業が実施されている。	2021-2022頃	2	I. 人権を保護する国家の義務 基本原則 2. 国家は、その領域及び／または管轄内に拠点を有する全ての企業がその活動の全体を通じて人権を尊重することへの期待を明確に表明するべきである。

(エ) 関係業界・団体への「子どもの権利とスポーツの原則」の周知・啓発への協力							
	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
12	●国際会議での発信や、地方公共団体、学校、スポーツ団体等への本原則の趣旨の周知・普及啓発への協力を行っていく。	【スポーツ庁、外務省】	(スポーツ庁)各種イベントを通じた周知・普及啓発に取り組んでいる。	(スポーツ庁)2020年11月、ユニセフのオンラインイベントにて、室伏スポーツ庁長官が「子どもの権利とスポーツの原則」について発信。子どもたちのためのスポーツの実現に向け、関係者の一層の努力と協働を訴えた。 (外務省)本原則の周知・普及啓発を進めるべく、引き続き取組を行っている。	2020-2025		I. 人権を保護する国家の義務 政策の一貫性の確保 8. 国家は、企業慣行を規律する政府省庁や他の公的機関がその任務を遂行する際には、関連情報、訓練、支援の提供等を通じて、これらの機関が国家の人権保障義務を認識し、遵守することを確保すべきである。

(オ)「子どもの権利とビジネス原則」の周知への協力							
	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
13	●関係機関等への本原則の趣旨の周知への協力を行っていく。	【内閣府、外務省】	・実施状況	(内閣府) 青少年の非行・被害防止全国強調月間において、「ベアレンタルコントロールによるインターネット利用に係る子供の犯罪被害等の防止」、「有害環境への適切な対応」等を重点課題に掲げており、国、地方公共団体及び事業者を始めとする関係団体等が相互に協力しながら、子どもに有害な製品やサービスへのアクセスを制限するための取組を進めるよう周知した。 (外務省) 関係機関等への本原則の趣旨の周知への協力を行っていく。	(内閣府) 2021年7月		I. 人権を保護する国家の義務 政策の一貫性の確保 8. 国家は、企業慣行を規律する政府省庁や他の公的機関がその任務を遂行する際には、関連情報、訓練、支援の提供等を通じて、これらの機関が国家の人権保障義務を認識し、遵守することを確保すべきである。

(カ) 青少年の安全・安心なインターネット利用環境整備に向けた施策の着実な実施							
	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
14	●「青少年インターネット環境整備法」及び「青少年インターネット環境整備基本計画」に基づいて、青少年の安全・安心なインターネット利用環境の整備に向けて引き続き取り組んでいく。	【内閣府】	・実施状況	2021年6月7日に第5次青少年インターネット環境整備基本計画を策定し、同基本計画に基づき、関係府省庁、地方公共団体及び民間が連携して青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策を推進した。	(内閣府) 2021年	1 3	I. 人権を保護する国家の義務 基本原則 1. 国家は、その領域及び／または管轄内において生じた企業を含む第三者による人権侵害から保護しなければならない。このために国家は、実効的な政策、立法、規制や司法判断を通じて、人権侵害を予防、調査、処罰、救済するための適切な手段をとらなければならない。 I. 人権を保護する国家の義務 一般的な国家の規制・政策機能 3. 国家は、その保護する義務を果たすために、以下の事項を行うべきである。 (a) 企業に人権尊重を義務づけるもしくはその効果のある法律を施行し、定期的にその法律の妥当性を審査し、隔りがある場合は対処すること。 (b) 会社の設立や活動を規律する会社法などこの指導原則以外の法律や政策が、企業による人権尊重を強要するのではなく可能にすることを確保すること。 (c) 企業に対して、その活動の全体を通じて人権を尊重する方法について実効的な指導を行うこと。 (d) 企業による人権への悪影響への対処方法を企業が伝えることを奨励し、適切な場合は義務付けること。

(キ) 「子供の性被害防止プラン」に基づく施策の着実な実施							
	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
15	●国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際連携、被害に遭うことなく成長するための児童及び家庭の支援、ツールに着目した被害の予防・拡大防止対策の推進、被害児童の迅速な保護及び適切な支援、取締りの強化と加害者の更生、被害に遭わない社会の実現のための基盤の強化に引き続き取り組んでいく。	【内閣府、警察庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】	(法務省)人権侵犯事件の新規救済手続開始件数	(内閣府)子供の性被害防止プランに基づき、青少年の非行・被害防止全国強調月間の実施による国民意識の向上、また、第5次青少年インターネット環境整備基本計画に基づく各種施策の推進により、SNS等に起因する性被害防止のための環境整備を図った。 (警察庁)「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)」に基づき、児童の性的搾取等の被害実態等の把握と取締りの強化、使用されるツール等に着目した対策、被害防止に関する広報・啓発活動等を推進している。 (法務省) ●刑事施設において、強制わいせつ、強制性交等その他これに類する犯罪又は自己の性的好奇心を満たす目的をもって人の生命若しくは身体を害する犯罪の原因となる認知の偏り又は自己統制力の不足がある受刑者を対象に、認知行動療法の手法をベースとしたグループワーク等により構成された性犯罪再犯防止指導を実施し、性犯罪につながる自己の問題性を認識させるとともに、再犯に至らないための具体的な対処方法を考えさせたり、習得させたりするほか、性犯罪者処遇プログラム検討会の検討結果を踏まえ、同プログラムの更なる充実化を図っている。 ●保護観察所において、自己の性的欲求を満たすことを目的とした犯罪行為を繰り返すなどの問題傾向を有する保護観察対象者に対して、認知行動療法に基づく性犯罪者処遇プログラムを実施し、その問題性を改善するための処遇を実施しているほか、性犯罪者処遇プログラム検討会の検討結果を踏まえ、同プログラムの更なる充実化を図っている。 ●法テラスでは、児童虐待の被害を受けている児童や、受けるおそれのある児童に対し、被害を防止するための法的支援が必要な場合、弁護士による法律相談を実施している(DV等被害者法律相談援助)。 ●法務省の人権擁護機関では、「子どもの人権を守ろう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、子どもが人権享有主体として最大限尊重されるような社会の実現を目指した啓発活動を実施している。 また、人権相談等を通じ、子どもに対する性的搾取等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。 ●児童買春、児童ポルノ事犯等の子供の性被害(児童の性的搾取等)事犯について、外国当局からの捜査共助の要請に対し、迅速かつ的確に共助を実施。 検察において、子供の性被害(児童の性的搾取等)事犯に対し、平成27年7月より適用が開始された「自己の性的好奇心を満たす目的による児童ポルノ所持等罪」も含め、児童買春・児童ポルノ禁止法等の関係法令を積極的に活用し、法と証拠に基づき、厳正な科刑を実現。 検察官に対し、経験年数等に応じて実施する各種研修等の機会を通じて、児童ポルノに係る関係法令に関する講義を実施。 (外務省)「子供の性被害防止プラン」に基づき、児童の権利条約、児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書の履行及び国内広報の実施、「子どもに対する暴力撲滅行動計画」の着実な実施、海外渡航者への啓発等を推進している。 (文部科学省) ●国民意識の向上等に向けて、ネットモラルキャラバン隊を、2021年度においては全国2か所で開催済、1/29に1か所で開催予定。 ●被害に遭うことなく成長するための児童及び家庭の支援として、ネット対策地域スタートアップ事業を全国3か所にて実施済。	(内閣府)青少年の非行・被害防止全国強調月間(7月) (警察庁)2017-2022頃 (法務省)期限の定めなし	1	I. 人権を保護する国家の義務 基本原則 1. 国家は、その領域及び／または管轄内において生じた企業を含む第三者による人権侵害から保護しなければならない。このために国家は、実効的な政策、立法、規制や司法判断を通じて、人権侵害を予防、調査、処罰、救済するための適切な手段をとらなければならない。

ウ. 新しい技術の発展に伴う人権

ア) ヘイトスピーチを含むインターネット上の名誉毀損、プライバシー侵害等への対応							
	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
16	●インターネット上の名誉毀損・プライバシー侵害等の人権侵害事案を認知した場合には、当該情報の削除等をプロバイダ等に要請するなどの取組を引き続き実施する。	【総務省、法務省】	(法務省) ・人権侵犯事件の新規救済手続開始件数	(法務省) インターネット上の名誉毀損・プライバシー侵害等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、当該情報の削除等をプロバイダ等に要請するなどの取組を実施している。	(法務省) 期限の定めなし	1 25	I. 人権を保護する国家の義務 基本原則 1. 国家は、その領域及び／または管轄内において生じた企業を含む第三者による人権侵害から保護しなければならない。このために国家は、実効的な政策、立法、規制や司法判断を通じて、人権侵害を予防、調査、処罰、救済するための適切な手段をとらなければならない。 Ⅲ. 救済へのアクセス 基本原則 25. 国家は、ビジネス関連の人権侵害から保護する義務の一部として、そうした侵害が領域内及び／または管轄内で起きた場合、司法、行政、立法、その他適切な手段により、侵害を受けた者の実効的な救済へのアクセスを確実にするための適切な措置をとらなければならない。

(イ) AIの利用と人権に関する議論の推進							
	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
17	●AIが社会に受け入れられ適正に利用されるよう、人権尊重の観点も含め、「人間中心のAI社会原則」の定着に努めている。	【全府省庁】	・実施状況	(外務省) ●AIと人権についての文言が盛り込まれている国連人権理事会や国連総会第3委員会における決議等、フリーダムオンライン連合における共同声明への支持を通じ、国際社会における発信と定着に努めた。 ●ユネスコ「AIの倫理」勧告案の議論に参加、同勧告案は2021年第41回ユネスコ総会にて採択。	期限の定めなし	3	I. 人権を保護する国家の義務 一般的な国家の規制・政策機能 3. 国家は、その保護する義務を果たすために、以下の事項を行うべきである。 (a) 企業に人権尊重を義務づけるもしくはその効果のある法律を施行し、定期的にその法律の妥当性を審査し、隔たりがある場合は対処すること。 (b) 会社の設立や活動を規律する会社法などこの指導原則以外の法律や政策が、企業による人権尊重を強要するのではなく可能にすることを確保すること。 (c) 企業に対して、その活動の全体を通じて人権を尊重する方法について実効的な指導を行うこと。 (d) 企業による人権への悪影響への対処方法を企業が伝えることを奨励し、適切な場合は義務付けること。

(ウ) AIの利用とプライバシーの保護に関する議論の推進							
	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
18	● 国際会議等において、AIの利用とプライバシーの保護に関する議論の推進に努めていく。	【個人情報保護委員会、経済産業省】	(経済産業省) GPAI等の国際的な取り組みを通じて、AI原則等の実践に関する議論を進め、関連イベント等を通して、その周知・普及啓発に取り組んでいく。	(個人情報保護委員会) 世界プライバシー会議(GPA)をはじめとする枠組みにおいて、顔認証技術等のAIの適切な利用の確保に向けた国際的な議論に参画している。 (経済産業省) 適切なAIの使用に関する国際的なシンポジウム(GPAIシンポジウム)を企画し、AI原則等の実践及びGPAIの活動の周知に努めた。 (注) GPAI: 人間中心の考え方に立ち、「責任あるAI」の開発・利用を実現するために設立された、民主主義、人権、包摂、多様性、イノベーションなどの価値観を共有する政府・国際機関・産業界・有識者等からなる官民多国間組織。	(個人情報保護委員会) 期間の定めなし (経済産業省) 2020-2025	10	I. 人権を保護する国家の義務 政策の一貫性の確保 10. 国家は、ビジネス関連の問題を扱う多数国間機関の一員として行動する場合、以下の事項を行うべきである。 (a) これらの多数国間機関が、加盟国の保護する義務を果たす能力を制限したり企業の人権尊重を妨げないよう確保することに努めること。 (b) これらの多数国間機関が ⁴ 、の権限と能力の範囲内で、企業による人権尊重を促進し、要請されれば技術支援、人材育成、啓発活動等を通じて、企業による人権侵害から保護する国家の義務の履行を支援するよう奨励すること。 (c) この指導原則を利用して、企業と人権についての課題に対処する上での共通理解を促進し、国際協力を推進すること。

エ. 消費者の権利・役割

(ア)エシカル消費の普及・啓発

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
19	●様々な主体が実施するエシカル消費に関連するイベントでの普及啓発の実施、HPでのイベント情報の発信や事例紹介、パンフレットや教材の作成等を社会的課題(背景)についても理解を促すような形で引き続き実施していく。	【消費者庁】	・エシカル消費に関連するイベントへの出展回数 ・HPでのイベント情報の発信数や事例紹介数	・エシカル消費に関連するイベントへの出展回数 ⇒5回 ・HPでのイベント情報の発信数や事例紹介数 ⇒237件(2022年1月21日時点)	期間の定めなし	3	I. 人権を保護する国家の義務 一般的な国家の規制・政策機能 3. 国家は、その保護する義務を果たすために、以下の事項を行うべきである。 (a) 企業に人権尊重を義務づけるもしくはその効果のある法律を施行し、定期的にその法律の妥当性を審査し、隔たりがある場合は対処すること。 (b) 会社の設立や活動を規律する会社法などこの指導原則以外の法律や政策が、企業による人権尊重を強要するのではなく可能にすることを確保すること。 (c) 企業に対して、その活動の全体を通じて人権を尊重する方法について実効的な指導を行うこと。 (d) 企業による人権への悪影響への対処方法を企業が伝えることを奨励し、適切な場合は義務付けること。。

(イ) 消費者志向経営の推進

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
20	●事業者が消費者志向経営を行うことを自主的に宣言し、宣言に基づき取り組み、その結果を公表する「消費者志向自主宣言」フォローアップ活動」を引き続き実施していく。また、消費者志向経営の推進を図るため、「消費者志向経営優良事例表彰」を実施していく。	【消費者庁】	・消費者志向自主宣言をした事業者数 ・消費者志向経営優良事例表彰応募事業者数	・消費者志向自主宣言をした事業者数 ⇒254事業者(2021年11月末時点) ・消費者志向経営優良事例表彰応募事業者数 ⇒47件(2021年度消費者志向経営優良事例表彰)	期間の定めなし	3	I. 人権を保護する国家の義務 一般的な国家の規制・政策機能 3. 国家は、その保護する義務を果たすために、以下の事項を行うべきである。 (a) 企業に人権尊重を義務づけるもしくはその効果のある法律を施行し、定期的にその法律の妥当性を審査し、隔たりがある場合は対処すること。 (b) 会社の設立や活動を規律する会社法などこの指導原則以外の法律や政策が、企業による人権尊重を強要するのではなく可能にすることを確保すること。 (c) 企業に対して、その活動の全体を通じて人権を尊重する方法について実効的な指導を行うこと。 (d) 企業による人権への悪影響への対処方法を企業が伝えることを奨励し、適切な場合は義務付けること。

(ウ) 消費者教育の推進

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
21	●消費者教育推進法に基づき、消費者市民社会の形成に向けて、消費者が自らの利益の擁護及び増進のために自主的かつ合理的に行動できるようにその自立を支援するとともに、学校、家庭、地域、職場、その他多様な主体の連携を通して、消費者教育の推進を引き続き支援していく。	【消費者庁、文部科学省】	・消費者教育教材「社会への扉」の発送部数 ・消費者教育ポータルサイトへのアクセス件数	(消費者庁) ・消費者教育教材「社会への扉」の発送部数 ⇒1,357,962部(2020年度実績) ・消費者教育ポータルサイトへのアクセス件数 ⇒1,232,306件(2020年度実績)	期限の定めなし	3	I. 人権を保護する国家の義務 一般的な国家の規制・政策機能 3. 国家は、その保護する義務を果たすために、以下の事項を行うべきである。 (a) 企業に人権尊重を義務づけるもしくはその効果のある法律を施行し、定期的にその法律の妥当性を審査し、隔たりがある場合は対処すること。 (b) 会社の設立や活動を規律する会社法などこの指導原則以外の法律や政策が、企業による人権尊重を強要するのではなく可能にすることを確保すること。 (c) 企業に対して、その活動の全体を通じて人権を尊重する方法について実効的な指導を行うこと。 (d) 企業による人権への悪影響への対処方法を企業が伝えることを奨励し、適切な場合は義務付けること。

オ. 法の下での平等(障害者、女性、性的指向・性自認等)

(ア)ユニバーサルデザイン・心のバリアフリーの推進

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
22	●障害者差別解消法に基づき、各種広報・啓発活動の推進などの取組を進めていく。	【内閣府】	・有職者における障害者差別解消法の周知度を50%とする。	2020年度時点で23.4% 事業者による合理的配慮の提供の義務化等を内容とする改正障害者差別解消法を公布。(2021年6月)	期限の定めなし	1	I. 人権を保護する国家の義務 基本原則 1. 国家は、その領域及び／または管轄内において生じた企業を含む第三者による人権侵害から保護しなければならない。このために国家は、実効的な政策、立法、規制や司法判断を通じて、人権侵害を予防、調査、処罰、救済するための適切な手段をとらなければならない。
						3	I. 人権を保護する国家の義務 一般的な国家の規制・政策機能 3. 国家は、その保護する義務を果たすために、以下の事項を行うべきである。 (a) 企業に人権尊重を義務づけるもしくはその効果のある法律を施行し、定期的にその法律の妥当性を審査し、隔たりがある場合は対処すること。 (b) 会社の設立や活動を規律する会社法などこの指導原則以外の法律や政策が、企業による人権尊重を強要するのではなく可能にすることを確保すること。 (c) 企業に対して、その活動の全体を通じて人権を尊重する方法について実効的な指導を行うこと。 (d) 企業による人権への悪影響への対処方法を企業が伝えることを奨励し、適切な場合は義務付けること。
23	●交通・観光・流通・外食業界等における全国共通の接遇マニュアル等の策定・普及、研修の実施等を通じた全国における心のバリアフリーの展開を推進していく。	【観光庁、国土交通省】	・バリアフリー法に基づく基本方針における新たな整備目標	「心のバリアフリー」の用語の認知度 約24% 令和2年バリアフリー法改正を受けて創設した、ソフト面のバリアフリー対応や情報発信に積極的に取り組んでいる観光施設を対象とした「観光施設における心のバリアフリー認定制度」について、令和3年度に243施設を認定。(観光分野)	(観光分野において)期限の定めなし	3	I. 人権を保護する国家の義務 一般的な国家の規制・政策機能 3. 国家は、その保護する義務を果たすために、以下の事項を行うべきである。 (a) 企業に人権尊重を義務づけるもしくはその効果のある法律を施行し、定期的にその法律の妥当性を審査し、隔たりがある場合は対処すること。 (b) 会社の設立や活動を規律する会社法などこの指導原則以外の法律や政策が、企業による人権尊重を強要するのではなく可能にすることを確保すること。 (c) 企業に対して、その活動の全体を通じて人権を尊重する方法について実効的な指導を行うこと。 (d) 企業による人権への悪影響への対処方法を企業が伝えることを奨励し、適切な場合は義務付けること。
24	●障害の有無に関わらず誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を実現するため、各種人権啓発活動を実施していく。	【法務省】	・人権教室参加者数	法務省の人権擁護機関では、車椅子や障害者スポーツ体験、パラリンピアンによる講話と組み合わせた人権教室など、様々な人権啓発活動に取り組んでいる。	期限の定めなし	3	I. 人権を保護する国家の義務 一般的な国家の規制・政策機能 3. 国家は、その保護する義務を果たすために、以下の事項を行うべきである。 (a) 企業に人権尊重を義務づけるもしくはその効果のある法律を施行し、定期的にその法律の妥当性を審査し、隔たりがある場合は対処すること。 (b) 会社の設立や活動を規律する会社法などこの指導原則以外の法律や政策が、企業による人権尊重を強要するのではなく可能にすることを確保すること。 (c) 企業に対して、その活動の全体を通じて人権を尊重する方法について実効的な指導を行うこと。 (d) 企業による人権への悪影響への対処方法を企業が伝えることを奨励し、適切な場合は義務付けること。

(イ) 障害者雇用の促進							
	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
25	●令和元年の改正障害者雇用促進法において導入した、公務部門に対する措置として、国及び地方公共団体の機関の任命権者による障害者活躍推進計画の作成・公表義務等、また、民間の事業主に対する措置として、障害者雇用に関する取組が優良な中小事業主に対する認定制度及び週所定労働時間が一定の範囲内の短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金制度の創設等を通し、障害者の活躍の場の拡大等の取組を推進していく。	【厚生労働省】	2022年に障害者の実雇用率2.3%	2019年:2.11% 2020年:2.15% 2021年:2.20% 改正障害者雇用促進法については既に全面施行されており、いずれの措置も実施されている。全ての国、都道府県及び政令指定都市で障害者活躍推進計画が作成・公表されているほか、障害者雇用に関する取組が優良な中小事業主に対する認定制度の認定事業主は85社(令和3年9月末)と着実に増加しているなど、障害者の活躍の場の拡大が図られている。	期限の定めなし	1	I. 人権を保護する国家の義務 基本原則 1. 国家は、その領域及び／または管轄内において生じた企業を含む第三者による人権侵害から保護しなければならない。このために国家は、実効的な政策、立法、規制や司法判断を通じて、人権侵害を予防、調査、処罰、救済するための適切な手段をとらなければならない。
						3	I. 人権を保護する国家の義務 一般的な国家の規制・政策機能 3. 国家は、その保護する義務を果たすために、以下の事項を行うべきである。 (a) 企業に人権尊重を義務づけるもしくはその効果のある法律を施行し、定期的にその法律の妥当性を審査し、隔たりがある場合は対処すること。 (b) 会社の設立や活動を規律する会社法などこの指導原則以外の法律や政策が、企業による人権尊重を強要するのではなく可能にすることを確保すること。 (c) 企業に対して、その活動の全体を通じて人権を尊重する方法について実効的な指導を行うこと。 (d) 企業による人権への悪影響への対処方法を企業が伝えることを奨励し、適切な場合は義務付けること。
						8	I. 人権を保護する国家の義務 政策の一貫性の確保 8. 国家は、企業慣行を規律する政府省庁や他の公的機関がその任務を遂行する際には、関連情報、訓練、支援の提供等を通じて、これらの機関が国家の人権保障義務を認識し、遵守することを確保すべきである。
26	●障害者雇用においては、複合的な人権侵害を被りやすい当事者(例えば、障害のある女性)に配慮をしていく。	【厚生労働省】	障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供に関するハローワークへの相談件数	2018年度:248件 2019年度:254件 2020年度:246件 障害者雇用促進法に基づく障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務等を通じて着実に実施。	期限の定めなし	3	I. 人権を保護する国家の義務 一般的な国家の規制・政策機能 3. 国家は、その保護する義務を果たすために、以下の事項を行うべきである。 (a) 企業に人権尊重を義務づけるもしくはその効果のある法律を施行し、定期的にその法律の妥当性を審査し、隔たりがある場合は対処すること。 (b) 会社の設立や活動を規律する会社法などこの指導原則以外の法律や政策が、企業による人権尊重を強要するのではなく可能にすることを確保すること。 (c) 企業に対して、その活動の全体を通じて人権を尊重する方法について実効的な指導を行うこと。 (d) 企業による人権への悪影響への対処方法を企業が伝えることを奨励し、適切な場合は義務付けること。

(ウ) 女性活躍の推進							
	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
27	●女性活躍を通じた経済成長の意義を広く示し、ビジネス上の成果を共有していく。	【内閣府、外務省、経済産業省】	(外務省)内外の女性のエンパワメントに関するSNS等発信数	(外務省)国内、海外の女性のエンパワメントに関するSNS等での発信を2020年10月～2022年1月までに404件行っている。 (経済産業省)女性を含め多様な人材の能力を活かして、イノベーションの創出、生産性向上等の成果を上げている企業を「新・ダイバーシティ経営企業100選/100選プライム」として表彰(2020年度で終了)。そうした選定・表彰企業の取組などをもとに策定した「ダイバーシティ経営診断シート」と「手引き」の普及セミナーとワークショップを開催し、ダイバーシティ経営の実装に向けた活動を実施した。女性活躍推進に優れた上場企業を「中長期の企業価値向上」を重視する投資家にとって魅力ある銘柄として紹介することを通じて、そうした企業に対する投資家の関心を一層高め、各社の取組を加速化していくことを目的に、2012年度から経済産業省と東京証券取引所が共同して、「なでしこ銘柄」を選定・発表している。2021年度は、「なでしこ銘柄」を50社、「準なでしこ」を15社選定した。	2020－2025	3	I. 人権を保護する国家の義務 一般的な国家の規制・政策機能 3. 国家は、その保護する義務を果たすために、以下の事項を行うべきである。 (a) 企業に人権尊重を義務づけるもしくはその効果のある法律を施行し、定期的にその法律の妥当性を審査し、隔たりがある場合は対処すること。 (b) 会社の設立や活動を規律する会社法などこの指導原則以外の法律や政策が、企業による人権尊重を強要するのではなく可能にすることを確保すること。 (c) 企業に対して、その活動の全体を通じて人権を尊重する方法について実効的な指導を行うこと。 (d) 企業による人権への悪影響への対処方法を企業が伝えることを奨励し、適切な場合は義務付けること。
28	●男女双方がワーク・ライフ・バランスを実現するため、ケアワークの平等な分担を推進する。	【内閣府、厚生労働省】	(厚生労働省)男女の育児休業取得率	(厚生労働省)育児休業取得率(2020年度) 女性:81.6%、男性:12.65% 男性の育児休業取得率は年々上昇傾向にあるが、女性と比べると低い水準であることから、より一層取得を促進するため、2021年に出生時育児休業の創設等を含む育児・介護休業法の改正が行われた。	(厚生労働省)毎年	3	I. 人権を保護する国家の義務 一般的な国家の規制・政策機能 3. 国家は、その保護する義務を果たすために、以下の事項を行うべきである。 (a) 企業に人権尊重を義務づけるもしくはその効果のある法律を施行し、定期的にその法律の妥当性を審査し、隔たりがある場合は対処すること。 (b) 会社の設立や活動を規律する会社法などこの指導原則以外の法律や政策が、企業による人権尊重を強要するのではなく可能にすることを確保すること。 (c) 企業に対して、その活動の全体を通じて人権を尊重する方法について実効的な指導を行うこと。 (d) 企業による人権への悪影響への対処方法を企業が伝えることを奨励し、適切な場合は義務付けること。

(エ) 性的指向・性自認に関する理解・受容の促進							
	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
29	●相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動等を、職場におけるパワー・ハラスメントに該当すると考えられる例として明記する等したパワー・ハラスメントの防止のための指針の内容の周知啓発等により、改正労働施策総合推進法の着実な施行を図る。	【厚生労働省】	パワー・ハラスメントを防止するための対策に取り組んでいる企業割合	79.5%(令和2年10月時点) 令和4年4月からの改正労働施策総合推進法の完全施行に合わせて、改正法等の周知・啓発等を実施することでその着実な施行に取り組んでいる。	期限の定めなし	1	I. 人権を保護する国家の義務 基本原則 1. 国家は、その領域及び／または管轄内において生じた企業を含む第三者による人権侵害から保護しなければならない。このために国家は、実効的な政策、立法、規制や司法判断を通じて、人権侵害を予防、調査、処罰、救済するための適切な手段をとらなければならない。
						3	I. 人権を保護する国家の義務 一般的な国家の規制・政策機能 3. 国家は、その保護する義務を果たすために、以下の事項を行うべきである。 (a) 企業に人権尊重を義務づけるもしくはその効果のある法律を施行し、定期的にその法律の妥当性を審査し、隔たりがある場合は対処すること。 (b) 会社の設立や活動を規律する会社法などこの指導原則以外の法律や政策が、企業による人権尊重を強要するのではなく可能にすることを確保すること。 (c) 企業に対して、その活動の全体を通じて人権を尊重する方法について実効的な指導を行うこと。 (d) 企業による人権への悪影響への対処方法を企業が伝えることを奨励し、適切な場合は義務付けること。

(オ) 雇用の分野における平等な取扱い							
	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
30	●職業紹介、職業指導等については、職業安定法において、「何人も、人種、国籍、信条、性別、社会的身分・・・等を理由として、職業紹介、職業指導(船員職業安定法においては船員職業指導)等」について、差別的取扱を受けることがない旨規定しており、公共職業安定所(船員については地方運輸局)は、同機関を通じて求人の申込みを行っている事業所に対し、人種・民族の差別なく就職の機会均等を確保するための指導・啓発を引き続き実施していく。	【厚生労働省、国土交通省】	・実施状況	(厚生労働省)職業安定法に則り、今後も適切に措置を行って参りたい。	期限の定めなし	4	I. 人権を保護する国家の義務 国と企業の連携 4. 国家は、国有ないし国営企業または輸出信用機関や政府投資保険・保証機関のように国家機関から相当な支援やサービスを受けている企業による人権侵害からの保護については、適切な場合に人権デュー・ディリジェンスを要求することを含め、追加的な措置を取るべきである。
31	●公正な採用選考に関する啓発活動として、応募者に広く門戸を開き、職務に対する適性・能力のみを採用基準にすること等を記載した事業主向け啓発パンフレットを作成し、HP上に公表しているほか、ハローワーク等で開催される事業主向けの公正採用選考に係る研修会にて説明する等の取組を引き続き実施していく。	【厚生労働省】	・公正採用人権啓発推進員研修及び企業トップクラス研修開催数	345回(2020年度、目標1079回) (注)一定規模以上の事業所等の人事担当責任者等から選任頂いている「公正採用選考人権啓発推進員」に対する研修及び企業の幹部等トップクラスに対する研修を都道府県労働局またはハローワークが実施している。	2010年度～	3	I. 人権を保護する国家の義務 一般的な国家の規制・政策機能 3. 国家は、その保護する義務を果たすために、以下の事項を行うべきである。 (a) 企業に人権尊重を義務づけるもしくはその効果のある法律を施行し、定期的にその法律の妥当性を審査し、隔たりがある場合は対処すること。 (b) 会社の設立や活動を規律する会社法などこの指導原則以外の法律や政策が、企業による人権尊重を強要するのではなく可能にすることを確保すること。 (c) 企業に対して、その活動の全体を通じて人権を尊重する方法について実効的な指導を行うこと。 (d) 企業による人権への悪影響への対処方法を企業が伝えることを奨励し、適切な場合は義務付けること。

(カ) 公衆の使用を目的とする場所又はサービスにおける平等な取扱い							
	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
32	●特定の人種・民族であること、男性同士・女性同士であることのみを理由として宿泊を拒否すること等を認めていない「旅館業法(昭和23年法律第138号)」等に則って引き続き着実に実施していく。	【厚生労働省】	・実施状況	旅館業法においては、特定の人種・民族であること、男性同士・女性同士であることのみを理由として宿泊を拒否すること等を認めておらず、引き続き同法等に則って着実に実施してまいりたい。	期限の定めなし	1	I. 人権を保護する国家の義務 基本原則 1. 国家は、その領域及び／または管轄内において生じた企業を含む第三者による人権侵害から保護しなければならない。このために国家は、実効的な政策、立法、規制や司法判断を通じて、人権侵害を予防、調査、処罰、救済するための適切な手段をとらなければならない。
						3	I. 人権を保護する国家の義務 一般的な国家の規制・政策機能 3. 国家は、その保護する義務を果たすために、以下の事項を行うべきである。 (a) 企業に人権尊重を義務づけるもしくはその効果のある法律を施行し、定期的にその法律の妥当性を審査し、隔たりがある場合は対処すること。 (b) 会社の設立や活動を規律する会社法などこの指導原則以外の法律や政策が、企業による人権尊重を強要するのではなく可能にすることを確保すること。 (c) 企業に対して、その活動の全体を通じて人権を尊重する方法について実効的な指導を行うこと。 (d) 企業による人権への悪影響への対処方法を企業が伝えることを奨励し、適切な場合は義務付けること。
33	●宿泊料金、飲食料金その他の登録ホテル・旅館において提供するサービスについて、訪日外国人旅行者又は訪日外国人旅行者とその他顧客との間で不当な差別的取扱いを禁止する国際観光ホテル整備法施行規則(平成5年運輸省令第3号)を着実に実施していく。	【観光庁】	国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル・旅館より提出される料金及び宿泊約款の設定又は変更届出書における外客接遇上の不適切事例の確認・指示状況	国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル・旅館より提出される料金及び宿泊約款の設定又は変更届出書について、外客接遇上不適当であり、特に必要があると認めるときは変更指示を実施しており、令和2年度及び3年度において不適切事例は認められなかった。	国際観光ホテル整備法施行規則により定められている限り実施	1	I. 人権を保護する国家の義務 基本原則 1. 国家は、その領域及び／または管轄内において生じた企業を含む第三者による人権侵害から保護しなければならない。このために国家は、実効的な政策、立法、規制や司法判断を通じて、人権侵害を予防、調査、処罰、救済するための適切な手段をとらなければならない。
						3	I. 人権を保護する国家の義務 一般的な国家の規制・政策機能 3. 国家は、その保護する義務を果たすために、以下の事項を行うべきである。 (a) 企業に人権尊重を義務づけるもしくはその効果のある法律を施行し、定期的にその法律の妥当性を審査し、隔たりがある場合は対処すること。 (b) 会社の設立や活動を規律する会社法などこの指導原則以外の法律や政策が、企業による人権尊重を強要するのではなく可能にすることを確保すること。 (c) 企業に対して、その活動の全体を通じて人権を尊重する方法について実効的な指導を行うこと。 (d) 企業による人権への悪影響への対処方法を企業が伝えることを奨励し、適切な場合は義務付けること。

カ. 外国人材の受入れ・共生 共生社会実現に向けた外国人材の受入れ環境整備の充実・推進							
	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
34	●共生社会の実現に向けて、関係者の声を聴きながら、「ビジネスと人権」に資する関連施策も含め「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」に盛り込まれた生活の様々な場面に關する施策について、引き続き着実に実施・推進し、社会に発信していく。	【内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、公正取引委員会、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】	・実施状況	「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」の各施策ごとの進捗状況を確認し、当該進捗状況や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等で明らかになった課題を踏まえ、受け入れた外国人材の受入れ環境を更に充実させる観点から、令和3年6月、総合的対応策(令和3年度改訂)を策定した。 現在は、総合的対応策(令和3年度改訂)に基づき、共生社会の実現に向けた取組を推進している。 また、総合的対応策及びその進捗状況については、官邸及び出入国在留管理庁ホームページにより公表している。	2018年度～	3	I. 人権を保護する国家の義務 一般的な国家の規制・政策機能 3. 国家は、その保護する義務を果たすために、以下の事項を行うべきである。 (a) 企業に人権尊重を義務づけるもしくはその効果のある法律を施行し、定期的にその法律の妥当性を審査し、隔たりがある場合は対処すること。 (b) 会社の設立や活動を規律する会社法などこの指導原則以外の法律や政策が、企業による人権尊重を強要するのではなく可能にすることを確保すること。 (c) 企業に対して、その活動の全体を通じて人権を尊重する方法について実効的な指導を行うこと。 (d) 企業による人権への悪影響への対処方法を企業が伝えることを奨励し、適切な場合は義務付けること。

(2) 人権を保護する国家の義務に関する取組

ア. 公共調達 苦情処理手続を含めた「ビジネスと人権」に関連し得る調達ルールの徹底 (障害者優先調達推進法に基づく取組、女性活躍推進法第24条に基づく公共調達に関する取組、暴力団排除に関する取組)							
	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
35	●障害者優先調達推進法の着実な実施を通じ、障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進を引き続き図っていく。	【全府省庁】	(関係省庁等) 国及び地方公共団体等による障害者就労支援施設等からの合計調達額及び調達件数	(関係府省庁等) 各府省庁や地方公共団体等は、障害者優先調達推進法に基づき、毎年度、調達目標を含む毎年度の調達方針を策定し、公表するとともに、当該調達方針に基づき、物品等の調達を行い、年度終了後、調達実績を公表することとなり、障害者就労支援施設等からの物品等の調達を推進している。 ・調達件数の合計 2020年度 123,118件 (2019年度140,158件) ・調達額の合計 2020年度 198.54億円 (2019年度193.34億円と比較し5.19億円の増額) ・各府省庁の調達実績 2020年度 10.98億円 (2019年度9.75億円と比較し1.23億円の増額)	2013年度～	6	I. 人権を保護する国家の義務 国と企業の連携 6. 国家は、その商取引の相手方企業の人権尊重を促進すべきである。
36	●「公共事業等からの暴力団排除の取組について」(平成21年12月4日付け暴力団取締り等総合対策ワーキングチーム申合せ)等に基づき、公共事業等からの暴力団排除の取組を引き続き推進していく。	【全府省庁】	(警察庁) 地方自治体における暴力団排除条項等の整備件数	(内閣官房・内閣府) 警察庁と取り交わした「内閣及び内閣府所管各組織等が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書(平成25年12月11日付)」に基づき、入札参加者等から暴力団排除に係る誓約事項について誓約させるとともに、全ての契約において暴力団排除に関する契約条項を定めるなどして、公共事業等からの暴力団排除の取組を着実に進めることができた。 (警察庁) 全都道府県において、公共事業等を対象とした暴力団排除条項が整備されているほか、市区町村においても順次整備されており、警察では、必要な情報提供を行うなど、国や地方自治体と連携し、公共事業等からの暴力団排除対策を推進している。 (外務省) 外務省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進については、「外務省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意(2011年8月31日付警察庁丁暴発第196号、外会第1号)」をもって警察庁と合意している。また、外務省大臣官房会計課長及び大阪分室長が支出負担行為担当官(契約担当官)となる場合の事務の取扱いについて、運用方針を定めている(2012年1月1日から適用)。 (財務省) 警察庁と取り交わした「財務省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書(平成23年6月20日付)」に基づき、入札参加者等から誓約書を提出させるとともに、全ての契約において暴力団排除に関する契約条項を定めるなどして、公共事業等からの暴力団排除の取組を着実に進めることができた。 (環境省) 「環境省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」(平成23年12月27日付警察庁丁暴発第272号、環境会発第111227003号)に基づき、公共事業等の契約において暴力団排除条項を定めるなど、適切な措置を講じている。	(外務省)2012年1月1日 ～ (財務省)2011年7月1日 ～ (環境省)2012年6月1日 ～	6	I. 人権を保護する国家の義務 国と企業の連携 6. 国家は、その商取引の相手方企業の人権尊重を促進すべきである。
37	●「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)等に基づき、国や独立行政法人等が価格以外の要素を評価する調達(総合評価落札方式・企画競争方式)を行う際に、女性活躍推進法に基づく認定等を取得したワーク・ライフ・バランス等推進企業を引き続き加点评価していく。	【内閣府】	・実施状況	国及び独立行政法人等が価格以外の要素を評価する調達を行う際に、女性活躍推進法に基づく認定を取得する等したワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点评価する取組を実施しており、これらの企業等の受注機会の増大に向けて、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」の今年度中の改正に向けて取り組んでいる。	期限の定めなし	6	I. 人権を保護する国家の義務 国と企業の連携 6. 国家は、その商取引の相手方企業の人権尊重を促進すべきである。
38	●公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及びこれらに基づく指針等の趣旨の浸透に向けて、建設業の働き方改革等を引き続き推進していく。	【国土交通省】	・実施状況	様々な機会を通じ、公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及びこれらに基づく指針等の趣旨について周知徹底を図っている。	期限の定めなし	6	I. 人権を保護する国家の義務 国と企業の連携 6. 国家は、その商取引の相手方企業の人権尊重を促進すべきである。

開発協力・開発金融 開発協力・開発金融分野における環境社会配慮に係る取組の効果的な実施							
	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
39	●JICAでは、「環境社会配慮ガイドライン」を定め、相手国等の法令や基準等を遵守するのみならず、世界銀行のセーフガードポリシー等と大きな乖離がないことを確認し、協力事業の実施に当たり国際的に確立した人権基準の尊重及び環境社会配慮を継続していく。特に、協力事業に対し社会的に適切な方法で合意が得られるよう、情報を公開した上で地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を行い、また、その際は社会的弱者について適切な配慮がなされるよう引き続き留意する。	【外務省】	・既存指標：JICAの業績評価の関連指標「環境社会配慮ガイドライン」に基づく環境レビュー結果の公開数	21件（2021年度：12件、2020年度下期：9件） ・JICAは2010年4月に制定した環境社会配慮ガイドラインに基づき環境社会配慮を実施している。 ・2022年1月、改正した当該ガイドラインを公布し、2022年4月以降要請の事業については改正後のガイドラインが適用される予定。	2020-2025	4	I. 人権を保護する国家の義務 国と企業の連携 4. 国家は、国有ないし国営企業または輸出信用機関や政府投資保険・保証機関のように国家機関から相当な支援やサービスを受けている企業による人権侵害からの保護については、適切な場合に人権デュー・ディリジェンスを要求することを含め、追加的な措置を取るべきである。
40	●JBICでは、「環境社会配慮確認のためのJBICガイドライン」を、環境社会配慮全般及び人権に関する国際的な枠組みの中での議論、並びに公的輸出信用政策と環境保護政策との一貫性を求める「公的輸出信用と環境社会デュー・ディリジェンスに関するコモンアプローチ」等のOECDでの議論等を踏まえて策定した。上記JBICガイドラインの見直しは、上記議論等の進展を勘案しつつ、我が国政府、開発途上国政府等、我が国の法人等、専門家、NGO等の意見を聞きながら、透明性を確保して行っていく。	【財務省】	JBICによる、「環境社会配慮確認のためのJBICガイドライン」に基づく環境レビュー結果の公開数	28件(行動計画策定(2020年10月16日)以降の公開数) ・JBICは2015年1月に制定、同年4月に施行したガイドラインに基づき環境社会配慮を実施している。 ・JBICにおいて、ガイドライン見直しに向け、産業界やNGO等の各ステークホルダーから広く意見を聴取するコンサルテーション会合を開催している。当該見直し作業においては、資料や議事録の公開などを通じて透明性にも留意しながら、ガイドラインの適用に係る実施状況や、国際機関や他国公的輸出信用機関の動向等も踏まえつつ検討を進めているところ。	(財務省) 2003年～	4	I. 人権を保護する国家の義務 国と企業の連携 4. 国家は、国有ないし国営企業または輸出信用機関や政府投資保険・保証機関のように国家機関から相当な支援やサービスを受けている企業による人権侵害からの保護については、適切な場合に人権デュー・ディリジェンスを要求することを含め、追加的な措置を取るべきである。
41	●NEXIでは、2015年の「貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン」改訂に際しては、検討すべき環境社会配慮の範囲に人権の尊重を含むことを明確化したことを踏まえ、引き続きガイドラインに基づき適切な環境社会配慮確認に努め、必要がある場合にはガイドラインの見直しを行っている。	【経済産業省】	NEXIによる、「貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン」に基づく環境レビュー結果の公開数	8件(行動計画策定(2020年10月16日)以降の公開数) ・NEXIは2015年1月に制定、同年4月に施行したガイドラインに基づき環境社会配慮を実施している。 ・NEXIにおいて、ガイドライン見直しに向け、JBICと共同で、産業界やNGO等の各ステークホルダーから広く意見を聴取するコンサルテーション会合を開催。当該見直し作業においては、資料や議事録の公開などを通じて透明性にも留意しながら、ガイドラインの適用に係る実施状況や、国際機関や他国公的輸出信用機関の動向等も踏まえつつ検討を進めているところ。	2001年～	4	I. 人権を保護する国家の義務 国と企業の連携 4. 国家は、国有ないし国営企業または輸出信用機関や政府投資保険・保証機関のように国家機関から相当な支援やサービスを受けている企業による人権侵害からの保護については、適切な場合に人権デュー・ディリジェンスを要求することを含め、追加的な措置を取るべきである。
42	●調達要件、審査や選定、契約条件等、調達における一連の流れにおいて、引き続き、人権尊重への取組を推進していく。	【外務省、財務省】	・実施状況	(外務省)JICAの有償及び無償資金協力事業において使用されているそれぞれの標準入札図書においては、人権尊重も含まれる当該国の労働関連法令遵守を契約条項として明記するなど、取り組んでいる。 (財務省)JBICは、JBICが行う出融資等の対象となる各プロジェクトについて、人権の尊重を含む環境社会配慮の取組について、「環境社会配慮確認のためのJBICガイドライン」に基づいた環境社会配慮確認を行ってきており、今後とも継続していく。	(財務省) 2003年～	4	I. 人権を保護する国家の義務 国と企業の連携 4. 国家は、国有ないし国営企業または輸出信用機関や政府投資保険・保証機関のように国家機関から相当な支援やサービスを受けている企業による人権侵害からの保護については、適切な場合に人権デュー・ディリジェンスを要求することを含め、追加的な措置を取るべきである。
43	●ジェンダーの視点からは、「女性・平和・安全保障に関する行動計画」において、特に開発協力分野も含めた「IV人道・復興支援」の取組が「ビジネスと人権」の文脈に該当する。我が国の支援の実施においてJICA事業や国連機関等の事業で企業と連携をする場合に、引き続き、ジェンダーの視点を盛り込んでいく。	【外務省】	・WPS行動計画のIVに関する実施案件数	2020年10月～2022年1月の間に、WPS行動計画のIVに関する案件を9件実施している。	2020～2025	7	I. 人権を保護する国家の義務 紛争影響下にある地域における企業による人権尊重の支援 7. 紛争影響下にある地域では著しい人権侵害のリスクが高まっているため、国家は、そのような状況下で活動する企業が人権侵害に関与しないことを確保するため、以下を含む支援を行うべきである。 (a) 可能な限り早い段階で企業に関わり、企業がその活動及び取引関係における人権関連リスクを特定し、予防し、軽減すること (b) 企業が人権侵害のリスクの高まりを査定し対処するために、ジェンダーに基づく暴力と性的暴力の双方に特に注意を払いつつ、企業に適切な支援を提供すること。 (c) 著しい人権侵害に関与し、その状況に対処するための協力を拒絶した企業に対して、公的支援や公的サービスへのアクセスを拒否すること (d) 現行の政策、立法、規制及び強制措置が、企業が著しい人権侵害に関与するリスクへの対処方法として実効性を有することを確保すること。
						10	I. 人権を保護する国家の義務 政策の一貫性の確保 10. 国家は、ビジネス関連の問題を扱う多数国間機関の一員として行動する場合、以下の事項を行うべきである。 (a) これらの多数国間機関が、加盟国の保護する義務を果たす能力を制限したり企業の人権尊重を妨げないよう確保することに努めること。 (b) これらの多数国間機関が、の権限と能力の範囲内で、企業による人権尊重を促進し、要請されれば技術支援、人材育成、啓発活動等を通じて、企業による人権侵害から保護する国家の義務の履行を支援するよう奨励すること。 (c) この指導原則を利用して、企業と人権についての課題に対処する上での共通理解を促進し、国際協力を推進すること。

ウ、国際場裡における「ビジネスと人権」の推進・拡大							
	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
44	●人権理事会等の国連人権メカニズムにおける議論を通じた国際社会における「指導原則」の履行促進への努力	【外務省】	・実施状況	普遍的・定期的レビュー(UPR)や、人権理事会といった国際場裡でのステートメント等を通じて、「指導原則」の履行促進の重要性を呼び掛けている。	2020-2025	1	I. 人権を保護する国家の義務 基本原則 1. 国家は、その領域及び／または管轄内において生じた企業を含む第三者による人権侵害から保護しなければならない。このために国家は、実効的な政策、立法、規制や司法判断を通じて、人権侵害を予防、調査、処罰、救済するための適切な手段をとらなければならない。
						2	I. 人権を保護する国家の義務 基本原則 2. 国家は、その領域及び／または管轄内に拠点を有する全ての企業がその活動の全体を通じて人権を尊重することへの期待を明確に表明するべきである。
						10	I. 人権を保護する国家の義務 政策の一貫性の確保 10. 国家は、ビジネス関連の問題を扱う多数国間機関の一員として行動する場合、以下の事項を行うべきである。 (a) これらの多数国間機関が、加盟国の保護する義務を果たす能力を制限したり企業の人権尊重を妨げないよう確保することに努めること。 (b) これらの多数国間機関が、の権限と能力の範囲内で、企業による人権尊重を促進し、要請されれば技術支援、人材育成、啓発活動等を通じて、企業による人権侵害から保護する国家の義務の履行を支援するよう奨励すること。 (c) この指導原則を利用して、企業と人権についての課題に対処する上での共通理解を促進し、国際協力を推進すること。

45	●諸外国との人権対話を通じた「ビジネスと人権」に係る取組の推進	【外務省】	・実施状況	諸外国との人権対話を通じた「ビジネスと人権」に係る取組を推進していく。	2020-2025	9	I. 人権を保護する国家の義務 政策の一貫性の確保 9. 国家は、例えば投資協定や契約を通じて他の国家や企業とビジネス関連の政策目的を遂行する場合、国家の人権保障義務を果たすために適切な国内政策の余地を維持すべきである。
46	●OECD、世界銀行等の国際機関等のフォーラムにおける経済活動と社会課題の関係に関する議論に対する引き続きの貢献	【外務省、財務省、経済産業省】	(外務省、経済産業省) ・OECD関連では、RBC作業部会での議論に引き続き貢献する。	(外務省、経済産業省)該当期間中のRBC作業部会(計7回)に参加し、積極的に議論に貢献。 (財務省)国際機関等における経済活動と社会課題に関する課題に対する議論に貢献。	2020-2025	10	I. 人権を保護する国家の義務 政策の一貫性の確保 10. 国家は、ビジネス関連の問題を扱う多数国間機関の一員として行動する場合、以下の事項を行うべきである。 (a) これらの多数国間機関が、加盟国の保護する義務を果たす能力を制限したり企業の人権尊重を妨げないよう確保することに努めること。 (b) これらの多数国間機関が、その権限と能力の範囲内で、企業による人権尊重を促進し、要請されれば技術支援、人材育成、啓発活動等を通じて、企業による人権侵害から保護する国家の義務の履行を支援するよう奨励すること。 (c) この指導原則を利用して、企業と人権についての課題に対処する上での共通理解を促進し、国際協力を推進すること。
47	●産業界のみならず、労働者等の幅広い層の人々が恩恵を受ける経済連携協定及び投資協定の締結への継続的な努力	【外務省、財務省、農林水産省、経済産業省】	・実施状況	幅広い層の人々が恩恵を受けるEPA及び投資協定締結と着実な実施に向けて努力を継続。	期間の定めなし	9	I. 人権を保護する国家の義務 政策の一貫性の確保 9. 国家は、例えば投資協定や契約を通じて他の国家や企業とビジネス関連の政策目的を遂行する場合、国家の人権保障義務を果たすために適切な国内政策の余地を維持すべきである。
48	●日EU・EPAに基づく、市民社会との共同対話を今後も定期的の実施(2020年1月に第1回会合を開催)	【外務省】	・共同対話の開催回数	共同サマリーを作成の上、外務省ホームページ上に公表している。	2019-	9	I. 人権を保護する国家の義務 政策の一貫性の確保 9. 国家は、例えば投資協定や契約を通じて他の国家や企業とビジネス関連の政策目的を遂行する場合、国家の人権保障義務を果たすために適切な国内政策の余地を維持すべきである。

エ. 人権教育・啓発
(ア) 公務員に対する「ビジネスと人権」に関する周知・研修

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
49	●関係府省庁において実施する職員向け講義にて、「ビジネスと人権」の分野の取扱いを検討していく。	【全府省庁】	・講義・研修等で「ビジネスと人権」について上げた回数・参加人数 ・実施状況	(内閣府) 新人研修にて取り上げるにより、行動計画の周知に寄与した。 (警察庁) 新たに採用された警察職員(対象者約9000人)に対する研修において、ビジネスと人権を含む、人権に関する研修を実施した。 (外務省) 1回(対象者65人) (財務省) 研修に取り上げるにより、行動計画の周知に寄与した。 (文部科学省) 令和3年7月に実施した公共調達担当者向けの研修において、ビジネスと人権に関連しうる調達ルールの徹底について注意喚起を行った。今後も引き続き年1回実施することを目指す。	期間の定めなし	8	I. 人権を保護する国家の義務 政策の一貫性の確保 8. 国家は、企業慣行を規律する政府省庁や他の公的機関がその任務を遂行する際には、関連情報、訓練、支援の提供等を通じて、これらの機関が国家の人権保障義務を認識し、遵守することを確保すべきである。
50	●公務員を対象とする人権に関する研修会等において、「ビジネスと人権」を含む各種人権課題に関して周知していく。	【法務省】	・研修参加者人数	法務省の人権擁護機関では、地方公共団体等の人権擁護行政に携わる職員を対象として、「ビジネスと人権」を講義科目に含む人権啓発指導者養成研修会を実施しており、令和3年度は424人が同研修会に参加した。今後も引き続き同様の取組を実施していく。	期間の定めなし	8	I. 人権を保護する国家の義務 政策の一貫性の確保 8. 国家は、企業慣行を規律する政府省庁や他の公的機関がその任務を遂行する際には、関連情報、訓練、支援の提供等を通じて、これらの機関が国家の人権保障義務を認識し、遵守することを確保すべきである。

(イ) 「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、人権教育・啓発を実施

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
51	●「ビジネスと人権」における各種人権課題を認識しつつ、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく人権教育・啓発活動を引き続き実施していく。	【法務省、文部科学省、関係府省庁】	(法務省)・Myじんけん宣言の宣言者数 ・実施状況	(法務省) 法務省の人権擁護機関においては、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく人権啓発活動として、シンポジウムの開催、啓発資料の作成・公表等、各種の取組を実施している。 また、令和3年7月からは、「Myじんけん宣言」キャンペーンにより、企業・団体、個人が人権を尊重する行動をとることを宣言することにより、誰もが人権を尊重し合う社会の実現を目指す取組も開始しており、令和4年4月15日時点で企業・団体の宣言者数は111、個人の宣言者数は557となっている。令和3年度の大人の人權教室は、33,970人を対象に行った。	期間の定めなし	3	I. 人権を保護する国家の義務 一般的な国家の規制・政策機能 3. 国家は、その保護する義務を果たすために、以下の事項を行うべきである。 (a) 企業に人権尊重を義務づけるもしくはその効果のある法律を施行し、定期的にその法律の妥当性を審査し、隔たりがある場合は対処すること。 (b) 会社の設立や活動を規律する会社法などこの指導原則以外の法律や政策が、企業による人権尊重を強要するのではなく可能にすることを確保すること。 (c) 企業に対して、その活動の全体を通じて人権を尊重する方法について実効的な指導を行うこと。 (d) 企業による人権への悪影響への対処方法を企業が伝えることを奨励し、適切な場合は義務付けること。
52	●企業向け人権研修への講師派遣や人権啓発冊子・ビデオの配布・貸出し等の人権啓発活動を実施していく。	【法務省】	・大人の人權教室参加者数 ・人権教育啓発推進センターの利用実績(図書、DVD等の貸出数)	全国の法務局・地方法務局では、企業等からの要望に応じて、人権擁護委員や法務局職員を人権研修の講師として派遣している。 また、企業が自ら実施する人権研修で活用できる啓発冊子・啓発動画・研修資料を作成し、インターネット上で公開・配信するなどしている。	期間の定めなし	3	I. 人権を保護する国家の義務 一般的な国家の規制・政策機能 3. 国家は、その保護する義務を果たすために、以下の事項を行うべきである。 (a) 企業に人権尊重を義務づけるもしくはその効果のある法律を施行し、定期的にその法律の妥当性を審査し、隔たりがある場合は対処すること。 (b) 会社の設立や活動を規律する会社法などこの指導原則以外の法律や政策が、企業による人権尊重を強要するのではなく可能にすることを確保すること。 (c) 企業に対して、その活動の全体を通じて人権を尊重する方法について実効的な指導を行うこと。 (d) 企業による人権への悪影響への対処方法を企業が伝えることを奨励し、適切な場合は義務付けること。

(ウ) 民間企業と連携・協力した人権啓発活動の更なる実施等

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
53	●人権教育啓発推進センターの活用や民間企業と連携・協力した人権教室等の人権啓発活動の更なる実施を推進していく。	【法務省】	・シンポジウム参加者数	令和3年度は複数のテーマのシンポジウムを人権教育啓発推進センターに委託して開催し、計3,485人が参加した。今後も引き続き同様の取組を実施していく。	期間の定めなし	3	I. 人権を保護する国家の義務 一般的な国家の規制・政策機能 3. 国家は、その保護する義務を果たすために、以下の事項を行うべきである。 (a) 企業に人権尊重を義務づけるもしくはその効果のある法律を施行し、定期的にその法律の妥当性を審査し、隔たりがある場合は対処すること。 (b) 会社の設立や活動を規律する会社法などこの指導原則以外の法律や政策が、企業による人権尊重を強要するのではなく可能にすることを確保すること。 (c) 企業に対して、その活動の全体を通じて人権を尊重する方法について実効的な指導を行うこと。 (d) 企業による人権への悪影響への対処方法を企業が伝えることを奨励し、適切な場合は義務付けること。

(エ) 中小企業向けの人権・啓発セミナーの継続

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
54	●「人権啓発支援事業」として、企業に対する人権教育・啓発セミナーを、中小企業等を対象に引き続き実施していく。	【経済産業省】	セミナー等の参加者数	人権啓発支援を図るため、中小企業等を対象として、2020年度は全国で66回セミナーを実施し、6,528人が参加・視聴した。また、2021年度は全国で82回セミナーを実施し、18,000人が参加・視聴した。	2020年度～現在まで	3	I. 人権を保護する国家の義務 一般的な国家の規制・政策機能 3. 国家は、その保護する義務を果たすために、以下の事項を行うべきである。 (a) 企業に人権尊重を義務づけるもしくはその効果のある法律を施行し、定期的にその法律の妥当性を審査し、隔たりがある場合は対処すること。 (b) 会社の設立や活動を規律する会社法などこの指導原則以外の法律や政策が、企業による人権尊重を強要するのではなく可能にすることを確保すること。 (c) 企業に対して、その活動の全体を通じて人権を尊重する方法について実効的な指導を行うこと。 (d) 企業による人権への悪影響への対処方法を企業が伝えることを奨励し、適切な場合は義務付けること。

(注) 措置実施期間は当該事業の事業終了予定年度(注)現在の事業名は「人権教育・啓発活動支援事業」

(オ) 人権の尊重を含む社会的課題に取り組む企業を表彰

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
55	●企業が、社会的課題に取り組む責任を有するとともに貢献可能であることを広く社会が認知することが重要という観点から、人権の尊重を含む社会的課題に取り組む企業を表彰する。	【消費者庁、法務省、関係府省庁】	(消費者庁) ・消費者志向経営優良事例表彰応募事業者数 ⇒47件(2021年度消費者志向経営優良事例表彰) ・消費者志向経営優良事例表彰応募事業者数	(消費者庁) ・消費者志向経営優良事例表彰応募事業者数 ⇒47件(2021年度消費者志向経営優良事例表彰) (法務省) 人権擁護委員の活動等を通じて、関わりのある企業・法人等の団体及び個人の中から、人権擁護上顕著な功績があったと認められた方に対し、「人権擁護功労賞」として、法務大臣及び全国人権擁護委員連合会会長が表彰を行っている。	期間の定めなし	3	I. 人権を保護する国家の義務 一般的な国家の規制・政策機能 3. 国家は、その保護する義務を果たすために、以下の事項を行うべきである。 (a) 企業に人権尊重を義務づけるもしくはその効果のある法律を施行し、定期的にその法律の妥当性を審査し、隔たりがある場合は対処すること。 (b) 会社の設立や活動を規律する会社法などこの指導原則以外の法律や政策が、企業による人権尊重を強要するのではなく可能にすることを確保すること。 (c) 企業に対して、その活動の全体を通じて人権を尊重する方法について実効的な指導を行うこと。 (d) 企業による人権への悪影響への対処方法を企業が伝えることを奨励し、適切な場合は義務付けること。

カ)教育機関等関連機関に対する、行動計画等の周知							
	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
56	●人権尊重の意識を高める教育について、学校教育においては、持続可能な社会の創り手の育成も目指している新学習指導要領の趣旨も踏まえつつ、地域の実情や発達段階に応じながら学校教育活動全体を通じて、また、社会教育においては、地域の実情に応じ、地域の学習の拠点である公民館等の社会教育施設において、それぞれ行われており、引き続きそれらの取組を推進する。	【文部科学省】	教育機関等関連機関に対する周知状況	2021年9月28日開催の人権教育担当指導主事連絡協議会において周知を実施。	期間の定めなし	8	1. 人権を保護する国家の義務 政策の一貫性の確保 8. 国家は、企業慣行を規律する政府省庁や他の公的機関がその任務を遂行する際には、関連情報、訓練、支援の提供等を通じて、これらの機関が国家の人権保障義務を認識し、遵守することを確保すべきである。

(キ) 行動計画の周知や「ビジネスと人権」に関する啓発における国際機関との協力							
	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
57	●国際機関と協力しつつ、本行動計画等の周知・普及啓発を実施していくことにより、社会全体としての人権に関する理解促進・意識向上を図っていく。	【外務省、厚生労働省、経済産業省】	(外務省、厚生労働省、経済産業省) ・OECD関連では、RBC作業部会の議論における周知、OECD主催イベントを通じた周知・普及啓発に取り組んでいく。 ・実施状況	(外務省) ●国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)のウェブサイト上に、日本の行動計画を公表。また、国連主催のセミナー等において行動計画や日本の取組を報告した。 ●紛争地及び紛争リスクがある地域における企業の人権尊重に関する赤十字国際委員会(ICRC)主催のセミナーにおいて、外務省が後援となり、「ビジネスと人権」の観点から行動計画について言及。参加者(民間企業を中心に、公的機関・研究機関・市民社会団体等から約170人)の「ビジネスと人権」に対する理解促進を図った。 (外務省、厚生労働省、経済産業省) RBC作業部会における議論に先立ち、NAP策定及びそのフォローアップ状況について、2020年秋、2021年春/秋の計3回情報共有を行った。2021年1月、OECD、EU、ILO共催のハイレベル・イベント「レジリエンス構築における責任ある企業行動の役割」に参加し、NAPIに関する我が国の取組についてプレゼンテーションを行った。	2020-2025	10	1. 人権を保護する国家の義務 政策の一貫性の確保 10. 国家は、ビジネス関連の問題を扱う多数国間機関の一員として行動する場合、以下の事項を行うべきである。 (a) これらの多数国間機関が、加盟国の保護する義務を果たす能力を制限したり企業の人権尊重を妨げないよう確保することに努めること。 (b) これらの多数国間機関が、の権限と能力の範囲内で、企業による人権尊重を促進し、要請されれば技術支援、人材育成、啓発活動等を通じて、企業による人権侵害から保護する国家の義務の履行を支援するよう奨励すること。 (c) この指導原則を利用して、企業と人権についての課題に対処する上での共通理解を促進し、国際協力を推進すること。

(3)人権を尊重する企業の責任を促すための政府による取組
ア. 国内外のサプライチェーンにおける取組及び「指導原則」に基づく人権デュー・ディリジェンスの促進

(7) 業界団体等を通じた、企業に対する行動計画の周知、人権デュー・ディリジェンスに関する啓発							
	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
58	●業界団体等を通じた、企業等への本行動計画の周知・サプライチェーンにおけるものを含む人権デュー・ディリジェンスに関する啓発を実施していくことにより、責任ある企業行動の促進を図っていく。	【全府省庁】	・実施状況	(金融庁、消費者庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省)各省庁において、関連業界団体に行動計画を周知。周知により、人権デュー・ディリジェンスの啓発に寄与。周知先例：農業関係団体、食品製造関係団体、食品流通関係団体、林業関係団体、水産関係団体、医療関係団体、医薬品関連団体、生活衛生団体、関税団体、酒類業団体、たばこ・塩関係団体、政策金融団体、金融業界団体、消費者関連団体、電気・電気通信関連団体、放送関連団体、建設業者団体、住宅関連団体、交通関連団体、防衛装備関連団体、観光関連団体等。 (外務省)外務省所管独立行政法人に対し、行動計画の周知を図っている。 (農林水産省)業界団体の周知に加え、ビジネスと人権に係るHPの開設や農林水産・食品企業が出席する会合を利用したNAPの周知・啓発、責任ある企業行動に関するOECD学習サイトの活用奨励等を通じ、当省関係企業における人権DDへの取組の促進を図ってきている。 (経済産業省)産業界への情報提供強化のため、経済産業省及びJETROにビジネスと人権に関するHPを開設した。また、JETROと連携し、日本国内のみならず、欧州、米国、ASEANの現地日本企業を対象としたセミナーを実施したほか、中小企業向けセミナーも実施し、産業界の意識向上・取組の促進を図った。さらに、日本企業の人権関連の取組状況の実態や政府への要望を把握するため、外務省と連名で、日本政府として初の調査を実施し、結果を公表した。サプライチェーンにおける人権尊重のための業種横断的ガイドライン策定に向け、検討会を立ち上げ、取組を開始した。	期限の定めなし	3	1. 人権を保護する国家の義務 一般的な国家の規制・政策機能 3. 国家は、その保護する義務を果たすために、以下の事項を行うべきである。 (a) 企業に人権尊重を義務づけるもしくはその効果のある法律を施行し、定期的にその法律の妥当性を審査し、隔たりがある場合は対処すること。 (b) 会社の設立や活動を規律する会社法などこの指導原則以外の法律や政策が、企業による人権尊重を強要するのではなく可能にすることを確保すること。 (c) 企業に対して、その活動の全体を通じて人権を尊重する方法について実効的な指導を行うこと。 (d) 企業による人権への悪影響への対処方法を企業が伝えることを奨励し、適切な場合は義務付けること。

(イ)「OECD多国籍企業行動指針」の周知の継続							
	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
59	●企業の責任ある行動を促進するため、関係機関と協力しつつ、「OECD多国籍企業行動指針」の周知を継続する。	【外務省、厚生労働省、経済産業省】	(外務省、厚生労働省、経済産業省) セミナー等のイベントを通じたOECD多国籍企業行動指針の周知広報件数、同イベントへの参加人数	(外務省、厚生労働省、経済産業省) 3件、計369名	2020-2025	1	I. 人権を保護する国家の義務 基本原則 1. 国家は、その領域及び／または管轄内において生じた企業を含む第三者による人権侵害から保護しなければならない。このために国家は、実効的な政策、立法、規制や司法判断を通じて、人権侵害を予防、調査、処罰、救済するための適切な手段をとらなければならない。
						2	I. 人権を保護する国家の義務 基本原則 2. 国家は、その領域及び／または管轄内に拠点を有する全ての企業がその活動の全体を通じて人権を尊重することへの期待を明確に表明するべきである。

(ウ)「ILO宣言」及び「ILO多国籍企業宣言」の周知							
	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
60	●関係府省庁等のウェブサイト等において、関係機関と協力しつつ、周知を継続する。	【厚生労働省】	・実施状況	厚生労働省のHPIにおいて、ILO駐日事務所の関連ページのリンクを掲載し、ILO宣言及びILO多国籍企業宣言の周知を行っている。	期間の定めなし	1 2	I. 人権を保護する国家の義務 基本原則 1. 国家は、その領域及び／または管轄内において生じた企業を含む第三者による人権侵害から保護しなければならない。このために国家は、実効的な政策、立法、規制や司法判断を通じて、人権侵害を予防、調査、処罰、救済するための適切な手段をとらなければならない。 I. 人権を保護する国家の義務 基本原則 2. 国家は、その領域及び／または管轄内に拠点を有する全ての企業がその活動の全体を通じて人権を尊重することへの期待を明確に表明するべきである。

(エ) 在外公館や政府関係機関の現地事務所等における海外進出日本企業に対する、行動計画の周知や人権デュー・ディリジェンスに関する啓発							
	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
61	●現地関係機関・団体等との協力も視野に、在外公館において、行動計画の周知や人権デュー・ディリジェンスの啓発を図っていく。その際、女性や子どもを始めとする社会的弱者を含むサプライチェーンにおける労働者の人権保護の課題に十分留意する。	【外務省、財務省、経済産業省】	(外務省)在外公館や政府関係機関の現地事務所等における関連セミナーや周知活動の件数	(外務省)2件 ・2020年12月、在タイ日本大使館及びタイ法務省の共催で、『「ビジネスと人権」に関する日タイ・ジョイントセミナー」を開催。在タイ日系企業等に対し、『「ビジネスと人権」に関する行動計画の概要及び「ビジネスと人権」に関する取組の重要性等を説明。 ・2021年11月、インドネシア外務省主催の「ビジネスと人権」に関する地域会合において、日本政府の「ビジネスと人権」に対する取組を報告。	期間の定めなし	3	1. 人権を保護する国家の義務 一般的な国家の規制・政策機能 3. 国家は、その保護する義務を果たすために、以下の事項を行うべきである。 (a) 企業に人権尊重を義務づけるもしくはその効果のある法律を施行し、定期的にその法律の妥当性を審査し、隔たりがある場合は対処すること。 (b) 会社の設立や活動を規律する会社法などこの指導原則以外の法律や政策が、企業による人権尊重を強要するのではなく可能にすることを確保すること。 (c) 企業に対して、その活動の全体を通じて人権を尊重する方法について実効的な指導を行うこと。 (d) 企業による人権への悪影響への対処方法を企業が伝えることを奨励し、適切な場合は義務付けること。

(オ)「価値協創ガイダンス」の普及							
	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
62	●投資家と企業経営者のESG/非財務情報に関する対話・開示の手引きであり、企業の自主的・自発的な取組の「指針」として活用できる「価値協創ガイダンス」の普及に引き続き努める。	【経済産業省】	価値協創ガイダンスの実質的な理解の普及に努める。	価値協創ガイダンスは、その記載内容に形式的に従えば足りるというのではなく、各企業が、価値協創ガイダンスも参照しながら、主体的に、自社のビジネスモデルを持続・成長させる上で脅威・リスクとなり得る要素を特定することで、それを戦略とも関連づけ、それに関する取組を実質化させ、持続的な価値創造につなげていくことが重要である。そのような観点から、価値協創ガイダンスの知名度の向上のみならず、価値協創ガイダンスの実質的な理解を広められるよう、各種講演や企業・投資家との個別の意見交換等を行った。	期間の定めなし	3	1. 人権を保護する国家の義務 一般的な国家の規制・政策機能 3. 国家は、その保護する義務を果たすために、以下の事項を行うべきである。 (a) 企業に人権尊重を義務づけるもしくはその効果のある法律を施行し、定期的にその法律の妥当性を審査し、隔たりがある場合は対処すること。 (b) 会社の設立や活動を規律する会社法などこの指導原則以外の法律や政策が、企業による人権尊重を強要するのではなく可能にすることを確保すること。 (c) 企業に対して、その活動の全体を通じて人権を尊重する方法について実効的な指導を行うこと。 (d) 企業による人権への悪影響への対処方法を企業が伝えることを奨励し、適切な場合は義務付けること。

(カ) 女性活躍推進法の着実な実施							
	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
63	●2019年通常国会で可決・成立した改正法では、行動計画の策定及び情報公表の義務対象を常時雇用する労働者101人以上の事業主まで拡大し、301人以上の事業主に対しては情報公表の強化を行った。(2020年6月1日施行。対象拡大は2022年4月1日施行。)今後、改正法の円滑な施行に向けて、改正内容の周知徹底や中小企業に対する行動計画の策定支援等を行っていく。	【厚生労働省】	・①大企業(301人以上)の女性活躍推進行動計画策定率 ・②中小企業(101人以上300人)の女性活躍推進行動計画策定率	①98.1%(2021年12月末時点) ②21.9%(2021年12月末時点)	①早期に100% ②2026年までに100%	1 3	I. 人権を保護する国家の義務 基本原則 1. 国家は、その領域及び／または管轄内において生じた企業を含む第三者による人権侵害から保護しなければならない。このために国家は、実効的な政策、立法、規制や司法判断を通じて、人権侵害を予防、調査、処罰、救済するための適切な手段をとらなければならない。 I. 人権を保護する国家の義務 一般的な国家の規制・政策機能 3. 国家は、その保護する義務を果たすために、以下の事項を行うべきである。 (a) 企業に人権尊重を義務づけるもしくはその効果のある法律を施行し、定期的にその法律の妥当性を審査し、隔たりがある場合は対処すること。 (b) 会社の設立や活動を規律する会社法などこの指導原則以外の法律や政策が、企業による人権尊重を強要するのではなく可能にすることを確保すること。 (c) 企業に対して、その活動の全体を通じて人権を尊重する方法について実効的な指導を行うこと。 (d) 企業による人権への悪影響への対処方法を企業が伝えることを奨励し、適切な場合は義務付けること。

(キ) 環境報告ガイドラインに即した情報開示の促進							
	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
64	●令和2年8月に発行した環境デュー・ディリジェンスに関する手引書の普及等を通じて、環境デュー・ディリジェンスの理解、情報開示の促進に努める。	【環境省】	・普及等の取組推進例(例:セミナー開催など)	企業等への環境DD取組状況のアンケート・ヒアリング、各国法令等の動向調査を実施し、2022年3月にセミナーを開催。	2020-2025	3	I. 人権を保護する国家の義務 一般的な国家の規制・政策機能 3. 国家は、その保護する義務を果たすために、以下の事項を行うべきである。 (a) 企業に人権尊重を義務づけるもしくはその効果のある法律を施行し、定期的にその法律の妥当性を審査し、隔たりがある場合は対処すること。 (b) 会社の設立や活動を規律する会社法などこの指導原則以外の法律や政策が、企業による人権尊重を強要するのではなく可能にすることを確保すること。 (c) 企業に対して、その活動の全体を通じて人権を尊重する方法について実効的な指導を行うこと。 (d) 企業による人権への悪影響への対処方法を企業が伝えることを奨励し、適切な場合は義務付けること。

(ク) 海外における国際機関の活動への支援							
	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
65	●ILOへの拠出を通じ、サプライチェーン末端の労働者のディーセント・ワークの促進等の取組及び好事例の普及を引き続き支援する。	【厚生労働省、関係府省庁】	(厚生労働省) ・各種セミナーや職業訓練等への参加者数	(厚生労働省) 我が国からの拠出を通じてILOが実施しているプロジェクトにおける各種セミナーや職業訓練等への参加者数について、直近の2020年度の実績をみると、目標人数10,504人に対して、実績人数13,242人(達成率126%)と目標を達成しており、こうしたプロジェクトの着実な実施により、労働者のディーセント・ワークの促進等に貢献している。	2013年度～	10	I. 人権を保護する国家の義務 政策の一貫性の確保 10. 国家は、ビジネス関連の問題を扱う多数国間機関の一員として行動する場合、以下の事項を行うべきである。 (a) これらの多数国間機関が、加盟国の保護する義務を果たす能力を制限したり企業の人権尊重を妨げないよう確保することに努めること。 (b) これらの多数国間機関が、の権限と能力の範囲内で、企業による人権尊重を促進し、要請されれば技術支援、人材育成、啓発活動等を通じて、企業による人権侵害から保護する国家の義務の履行を支援するよう奨励すること。 (c) この指導原則を利用して、企業と人権についての課題に対処する上での共通理解を促進し、国際協力を推進すること。
66	●その他国際機関への拠出等を通じ、企業の人権デュー・ディリジェンス導入促進支援を行う。	【外務省、経済産業省、関係府省庁】	(外務省) ・各種セミナーやガイダンス等への参加企業数等 (経済産業省) 確認中	(外務省) 国連開発計画(UNDP)への拠出を通じて、同機関が実施する対象13か国の政府への行動計画策定・実施支援及び対象17か国におけるサプライチェーン上の人権リスク調査等の支援を開始。また、経済協力開発機構(OECD)への拠出を通じて、対象国における責任ある企業行動(RBC)の促進を図る事業への支援を開始。 (経済産業省) 国際労働機関(ILO)への拠出を通じ、アジア諸国における日本企業の海外取引先企業などに対する人権デュー・ディリジェンスの実施を支援、好事例集の作成や専門人材の育成を推進すべく、事業に着手。	(外務省) 2022年度	10	I. 人権を保護する国家の義務 政策の一貫性の確保 10. 国家は、ビジネス関連の問題を扱う多数国間機関の一員として行動する場合、以下の事項を行うべきである。 (a) これらの多数国間機関が、加盟国の保護する義務を果たす能力を制限したり企業の人権尊重を妨げないよう確保することに努めること。 (b) これらの多数国間機関が、の権限と能力の範囲内で、企業による人権尊重を促進し、要請されれば技術支援、人材育成、啓発活動等を通じて、企業による人権侵害から保護する国家の義務の履行を支援するよう奨励すること。 (c) この指導原則を利用して、企業と人権についての課題に対処する上での共通理解を促進し、国際協力を推進すること。

イ. 中小企業における「ビジネスと人権」への取組に対する支援
(ア)「ビジネスと人権」に関するポータルサイト構築を通じた中小企業への情報提供

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
67	●「ビジネスと人権」に関する情報を一元化したポータルサイトを整備し、中小企業に対し、「ビジネスと人権」に関する取組を促していく。	【外務省】	・ポータルサイトの構築、内容整備、閲覧数	外務省ウェブサイト上に「ビジネスと人権」情報ポータルサイトを構築。約28,000回閲覧(2021年3月～2022年3月)。2023年3月末までに合計50,000回以上の閲覧を目指し、引き続き周知広報を行っていく。	2021年～	3	I. 人権を保護する国家の義務 一般的な国家の規制・政策機能 3. 国家は、その保護する義務を果たすために、以下の事項を行うべきである。 (a) 企業に人権尊重を義務づけるもしくはその効果のある法律を施行し、定期的にその法律の妥当性を審査し、隔たりがある場合は対処すること。 (b) 会社の設立や活動を規律する会社法などこの指導原則以外の法律や政策が、企業による人権尊重を強要するのではなく可能にすることを確保すること。 (c) 企業に対して、その活動の全体を通じて人権を尊重する方法について実効的な指導を行うこと。 (d) 企業による人権への悪影響への対処方法を企業が伝えることを奨励し、適切な場合は義務付けること。

(イ) 経済団体・市民社会等と協力して、中小企業を対象としたセミナーを実施							
	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
68	●「人権啓発支援事業」として、企業に対する人権教育・啓発セミナーを、中小企業等を対象に引き続き実施し、人権デュー・ディリジェンスについても理解を高めていく。	【経済産業省】	・セミナー等の参加者数	人権啓発支援を図るため、中小企業等を対象として、2020年度は全国で66回セミナーを実施し、6,528人が参加・視聴した。また、2021年度は全国で82回セミナーを実施し、18,000人が参加・視聴した。(ただし、すべてのセミナーが人権デュー・ディリジェンスを対象としたものではない。)	2020年度～現在まで	3	I. 人権を保護する国家の義務 一般的な国家の規制・政策機能 3. 国家は、その保護する義務を果たすために、以下の事項を行うべきである。 (a) 企業に人権尊重を義務づけるもしくはその効果のある法律を施行し、定期的にその法律の妥当性を審査し、隔たりがある場合は対処すること。 (b) 会社の設立や活動を規律する会社法などこの指導原則以外の法律や政策が、企業による人権尊重を強要するのではなく可能にすることを確保すること。 (c) 企業に対して、その活動の全体を通じて人権を尊重する方法について実効的な指導を行うこと。 (d) 企業による人権への悪影響への対処方法を企業が伝えることを奨励し、適切な場合は義務付けること。

(注)措置実施期間は当該事業の事業終了予定年度(注)現在の事業名は「人権教育・啓発活動支援事業」

(ウ) 取引条件・取引慣行改善に係る施策							
	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
69	●本来、親事業者が負担すべき費用等を下請事業者に押しつけることがないよう、取引条件・取引慣行改善に引き続き取り組む。	【経済産業省】	受注企業向け調査において「不合理な原価低減要請を受けていない」と回答する割合。	「未来指向型取引慣行に向けて(2016年9月公表)」に基づき、価格決定方法の適正化や支払条件の改善などに取り組んだ。また、下請法の厳正な執行や、相談窓口(下請かけこみ寺)における相談対応なども実施した。	2020-2025	1	I. 人権を保護する国家の義務 基本原則 1. 国家は、その領域及び／または管轄内において生じた企業を含む第三者による人権侵害から保護しなければならない。このために国家は、実効的な政策、立法、規制や司法判断を通じて、人権侵害を予防、調査、処罰、救済するための適切な手段をとらなければならない。
						3	I. 人権を保護する国家の義務 一般的な国家の規制・政策機能 3. 国家は、その保護する義務を果たすために、以下の事項を行うべきである。 (a) 企業に人権尊重を義務づけるもしくはその効果のある法律を施行し、定期的にその法律の妥当性を審査し、隔たりがある場合は対処すること。 (b) 会社の設立や活動を規律する会社法などこの指導原則以外の法律や政策が、企業による人権尊重を強要するのではなく可能にすることを確保すること。 (c) 企業に対して、その活動の全体を通じて人権を尊重する方法について実効的な指導を行うこと。 (d) 企業による人権への悪影響への対処方法を企業が伝えることを奨励し、適切な場合は義務付けること。

(4) 救済へのアクセスに関する取組

司法的救済及び非司法的救済

(ア) 民事裁判手続のIT化							
	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
70	●訴状等のオンライン提出、訴訟記録の電子化、関係者の現実の出頭を要しないウェブ会議等を利用した争点整理や証拠調べ等の実現を図り、国民の司法アクセスが向上するよう、法制審議会における調査審議を踏まえ、民事訴訟法等の改正を行う。	【法務省】	・実施状況	法制審議会民事訴訟法(IT化関係)部会において、2021年2月に「民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する中間試案」が取りまとめられ、同月26日から同年5月7日までパブリックコメントに付された。パブリックコメントに寄せられた意見をも踏まえ、上記部会において、調査審議の上、2022年1月、要綱案が取りまとめられた。同年2月には、法制審議会総会において、この要綱案通りの内容の「民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する要綱」の取りまとめがされ、法務大臣に答申された。この要綱を踏まえて法律案の立案作業を進め、同年3月、第208回通常国会に法案を提出した。	2022年	25	Ⅲ. 救済へのアクセス 基本原則 25. 国家は、ビジネス関連の人権侵害から保護する義務の一部として、そうした侵害が領域内及び／または管轄内で起きた場合、司法、行政、立法、その他適切な手段により、侵害を受けた者の実効的な救済へのアクセスを確実にするための適切な措置をとらなければならない。
						26	Ⅲ. 救済へのアクセ 国家による司法手続 26. 国家は、ビジネス関連の人権侵害に対処する際、国内の司法手続の実効性を確保するため、救済へのアクセス拒否につながり得る法的、実務的及びその他関連する障壁を減らす方法を検討するなど適切な措置をとるべきである。

(イ) 警察官、検察官等に対する人権研修

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
71	●警察学校において、新たに採用された警察職員や昇任する警察職員に対して、人権の国際的潮流等を含めた各種人権課題についての教育を引き続き実施していく。	【警察庁】	警察学校における受講者数	警察学校において、新たに採用された警察職員や昇任する警察職員に対して、人権の国際的潮流等を含めた各種人権課題についての教育を実施しているほか、有識者を招致したの講話や関係施設への訪問実習等を実施した。 【実施状況】 2021年度 新たに採用された警察職員約9000人が警察学校において各種人権課題についての研修を受講。 昇任する警察職員約10000人が警察学校において各種人権課題についての研修を受講。	期間の定めなし	1	I. 人権を保護する国家の義務 基本原則 1. 国家は、その領域及び／または管轄内において生じた企業を含む第三者による人権侵害から保護しなければならない。このために国家は、実効的な政策、立法、規制や司法判断を通じて、人権侵害を予防、調査、処罰、救済するための適切な手段をとらなければならない。
						8	I. 人権を保護する国家の義務 政策の一貫性の確保 8. 国家は、企業慣行を規律する政府省庁や他の公的機関がその任務を遂行する際には、関連情報、訓練、支援の提供等を通じて、これらの機関が国家の人権保障義務を認識し、遵守することを確保すべきである。
72	●検察官に対し、その経験年数等に応じて行う各種研修において、人権諸条約や犯罪被害者等をテーマとした講義を実施するなど、広く人権に関する理解の増進に引き続き努めていく。	【法務省】	研修の実施回数及び受講人数	検察官に対し、経験年数に応じて行う各種研修において、人権諸条約や犯罪被害者等をテーマとした講義を実施。 【実施状況】 2020年度 検事約100名が経験年数に応じて行う各種研修において受講。 2021年度 検事約200名、副検事約100名が経験年数に応じて行う各種研修において受講。	期限の定めなし	1	I. 人権を保護する国家の義務 基本原則 1. 国家は、その領域及び／または管轄内において生じた企業を含む第三者による人権侵害から保護しなければならない。このために国家は、実効的な政策、立法、規制や司法判断を通じて、人権侵害を予防、調査、処罰、救済するための適切な手段をとらなければならない。
						8	I. 人権を保護する国家の義務 政策の一貫性の確保 8. 国家は、企業慣行を規律する政府省庁や他の公的機関がその任務を遂行する際には、関連情報、訓練、支援の提供等を通じて、これらの機関が国家の人権保障義務を認識し、遵守することを確保すべきである。
73	●出入国在留管理庁関係職員を対象に、在職年数に応じて実施している研修において、人権関係法規、人権擁護の現状及び人身取引関係の講義等を引き続き実施していく。また、業務の中核となり、実務に携わる職員等を対象とした研修において、人権に関する諸条約、人身取引対策等について講義を実施する等し、人権問題に関する知識を深め、適切な業務処理に資する人材を育成することに引き続き努めていく。	【法務省】	研修の実施回数及び研修参加人数	出入国在留管理庁職員に対し、在職年数に応じて実施している研修や実務に携わる職員等を対象とした研修において、人権諸条約や人身取引対策等をテーマとした講義を実施。	期間の定めなし	1	I. 人権を保護する国家の義務 基本原則 1. 国家は、その領域及び／または管轄内において生じた企業を含む第三者による人権侵害から保護しなければならない。このために国家は、実効的な政策、立法、規制や司法判断を通じて、人権侵害を予防、調査、処罰、救済するための適切な手段をとらなければならない。
						8	I. 人権を保護する国家の義務 政策の一貫性の確保 8. 国家は、企業慣行を規律する政府省庁や他の公的機関がその任務を遂行する際には、関連情報、訓練、支援の提供等を通じて、これらの機関が国家の人権保障義務を認識し、遵守することを確保すべきである。
74	●任官後5年目程度の労働基準監督官を対象とし、毎年実施される研修において、人身取引をテーマとして取り扱う講義を行っており、人身取引対策の推進における労働基準監督機関の役割などについて理解を引き続き促していく。	【厚生労働省】	・実施状況	例年実施しているところであり、引き続き取り組んでまいりたい。	期間の定めなし	1	I. 人権を保護する国家の義務 基本原則 1. 国家は、その領域及び／または管轄内において生じた企業を含む第三者による人権侵害から保護しなければならない。このために国家は、実効的な政策、立法、規制や司法判断を通じて、人権侵害を予防、調査、処罰、救済するための適切な手段をとらなければならない。
						8	I. 人権を保護する国家の義務 政策の一貫性の確保 8. 国家は、企業慣行を規律する政府省庁や他の公的機関がその任務を遂行する際には、関連情報、訓練、支援の提供等を通じて、これらの機関が国家の人権保障義務を認識し、遵守することを確保すべきである。

(ウ)「OECD多国籍企業行動指針」に基づく日本NCPの活動の周知とその運用改善							
	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
75	●「OECD多国籍企業行動指針」に基づき、担当3省間の連携強化・円滑化に努めながら、日本NCPとして適切な機能を果たす。具体的には、公平性と中立性の確保に努めつつ、手続の透明化を進め、引き続き広報活動を行う。その際、サプライチェーンにおける人権尊重やジェンダーの視点にも留意することとする。政労使で構成される日本NCP委員会と協力し、要すれば適宜有識者からの助言を求めている。	【外務省、厚生労働省、経済産業省】	(外務省、厚生労働省、経済産業省) (1)セミナー等のイベントを通じたOECD多国籍企業行動指針及び日本NCPの周知広報件数、同イベントへの参加人数 (2)日本NCPにこれまで問題提起された個別事例の受領件数及び手続終了件数	(外務省、厚生労働省、経済産業省)(1)3件、計369名 (2)受領件数14件、手続終了件数 8件	2020-2025	1 2 25 27 31	I. 人権を保護する国家の義務 基本原則 1. 国家は、その領域及び／または管轄内において生じた企業を含む第三者による人権侵害から保護しなければならない。このために国家は、実効的な政策、立法、規制や司法判断を通じて、人権侵害を予防、調査、処罰、救済するための適切な手段をとらなければならない。 I. 人権を保護する国家の義務 基本原則 2. 国家は、その領域及び／または管轄内に拠点を有する全ての企業がその活動の全体を通じて人権を尊重することへの期待を明確に表明するべきである。 Ⅲ. 救済へのアクセス 基本原則 25. 国家は、ビジネス関連の人権侵害から保護する義務の一部として、そうした侵害が領域内及び／または管轄内で起きた場合、司法、行政、立法、その他適切な手段により、侵害を受けた者の実効的な救済へのアクセスを確実にするための適切な措置をとらなければならない。 Ⅲ. 救済へのアクセス 国家による非司法的苦情処理の仕組み 27. 国家は、ビジネス関連の人権侵害に対する国家による包括的な救済システムの一端として、司法手続に加え、実効的かつ適切な非司法的苦情処理の仕組みを提供するべきである。 Ⅲ. 救済へのアクセス 非司法的苦情処理の仕組みの実効性基準 31. 非司法的苦情処理の仕組みは、その実効性を確実にするため、国家によるもの及び非国家主体によるものともに、以下の要件を満たすべきである。 (a) 正当性: 手続の利用が見込まれる利害関係団体から信頼を得、苦情処理の仕組みでの公正な運営に責任を持っていること。 (b) 利用可能性: 手続の利用が見込まれる全ての利害関係団体に周知され、その利用に支障がある者には適切な支援が提供されていること。 (c) 予測可能性: 段階に応じて必要な時間枠が示されている。明確で周知された手続が提供され、手続の種類や結果、履行監視方法について明確であること。 (d) 公平性: 苦情申立人が、公正に、情報に基づき、敬意を払われながら苦情処理手続に参加するために必要な情報源、助言や専門知識に合理的なアクセスが確保されるよう努めていること。 (e) 透明性: 苦情申立人に手続の経過について十分な説明をし、且つ手続の実効性について信頼を得、問題となっている公共の関心に応えるため十分な情報提供をすること。 (f) 権利適合性: 結果と救済双方が、国際的に承認された人権と適合していることを確保すること。 (g) 持続的な学習源: 苦情処理の仕組みを改善し、将来の苦情や人権侵害を予防するための教訓を得るために関連措置を活用すること。 運用レベルの手続はさらに以下の要件を満たすべきである (h) 関与(エンゲージメント)と対話に基づくこと: 制度設計や成果について、利用が見込まれている利害関係団体と協議し、苦情に対処し解決するための手段として対話に焦点を当てること。

(エ) 人権相談(みんなの人権110番等)の継続							
	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
76	●外国人のための人権相談所等では、10か国語での外国語による人権相談に対応している。さらに、子どもや女性の人権問題に関しては、専用の相談電話を設置している。	【法務省】	・人権相談件数	外国人のための人権相談所等では、10言語での外国語による人権相談に対応しており、令和3年の外国人を被害者とする差別待遇の相談件数は581件である。さらに、子どもや女性の人権問題に関しては、専用の相談電話を設置している。	期間の定めなし	25 27 31	Ⅲ. 救済へのアクセス 基本原則 25. 国家は、ビジネス関連の人権侵害から保護する義務の一部として、そうした侵害が領域内及び／または管轄内で起きた場合、司法、行政、立法、その他適切な手段により、侵害を受けた者の実効的な救済へのアクセスを確実にするための適切な措置をとらなければならない。 Ⅲ. 救済へのアクセス 国家による非司法的苦情処理の仕組み 27. 国家は、ビジネス関連の人権侵害に対する国家による包括的な救済システムの一端として、司法手続に加え、実効的かつ適切な非司法的苦情処理の仕組みを提供するべきである。 Ⅲ. 救済へのアクセス 非司法的苦情処理の仕組みの実効性基準 31. 非司法的苦情処理の仕組みは、その実効性を確実にするため、国家によるもの及び非国家主体によるものともに、以下の要件を満たすべきである。 (a) 正当性: 手続の利用が見込まれる利害関係団体から信頼を得、苦情処理の仕組みでの公正な運営に責任を持っていること。 (b) 利用可能性: 手続の利用が見込まれる全ての利害関係団体に周知され、その利用に支障がある者には適切な支援が提供されていること。 (c) 予測可能性: 段階に応じて必要な時間枠が示されている。明確で周知された手続が提供され、手続の種類や結果、履行監視方法について明確であること。 (d) 公平性: 苦情申立人が、公正に、情報に基づき、敬意を払われながら苦情処理手続に参加するために必要な情報源、助言や専門知識に合理的なアクセスが確保されるよう努めていること。 (e) 透明性: 苦情申立人に手続の経過について十分な説明をし、且つ手続の実効性について信頼を得、問題となっている公共の関心に応えるため十分な情報提供をすること。 (f) 権利適合性: 結果と救済双方が、国際的に承認された人権と適合していることを確保すること。 (g) 持続的な学習源: 苦情処理の仕組みを改善し、将来の苦情や人権侵害を予防するための教訓を得るために関連措置を活用すること。 運用レベルの手続はさらに以下の要件を満たすべきである (h) 関与(エンゲージメント)と対話に基づくこと: 制度設計や成果について、利用が見込まれている利害関係団体と協議し、苦情に対処し解決するための手段として対話に焦点を当てること。

(オ) 人権侵害の予防及び被害の救済							
	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
77	●人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、所要の調査を行い、関係機関の連携を図りつつ、事案に応じた適切な措置を講ずることによって、被害の救済及び予防を図る。	【法務省】	・人権侵犯事件の新規救済手続開始件数 ・実施状況	人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じているところ、令和3年の外国人を被害者とする差別待遇の人権侵犯事件の新規救済手続開始件数は59件である。	期間の定めなし	25 27 31	Ⅲ. 救済へのアクセス 基本原則 25. 国家は、ビジネス関連の人権侵害から保護する義務の一部として、そうした侵害が領域内及び／または管轄内で起きた場合、司法、行政、立法、その他適切な手段により、侵害を受けた者の実効的な救済へのアクセスを確実にするための適切な措置をとらなければならない。 Ⅲ. 救済へのアクセス 国家による非司法的苦情処理の仕組み 27. 国家は、ビジネス関連の人権侵害に対する国家による包括的な救済システムの一端として、司法手続に加え、実効的かつ適切な非司法的苦情処理の仕組みを提供するべきである。 Ⅲ. 救済へのアクセス 非司法的苦情処理の仕組みの実効性基準 31. 非司法的苦情処理の仕組みは、その実効性を確実にするため、国家によるもの及び非国家主体によるものともに、以下の要件を満たすべきである。 (a) 正当性: 手続の利用が見込まれる利害関係団体から信頼を得、苦情処理の仕組みでの公正な運営に責任を持っていること。 (b) 利用可能性: 手続の利用が見込まれる全ての利害関係団体に周知され、その利用に支障がある者には適切な支援が提供されていること。 (c) 予測可能性: 段階に応じて必要な時間枠が示されている。明確で周知された手続が提供され、手続の種類や結果、履行監視方法について明確であること。 (d) 公平性: 苦情申立人が、公正に、情報に基づき、敬意を払われながら苦情処理手続に参加するために必要な情報源、助言や専門知識に合理的なアクセスが確保されるよう努めていること。 (e) 透明性: 苦情申立人に手続の経過について十分な説明をし、且つ手続の実効性について信頼を得、問題となっている公共の関心に応えるため十分な情報提供をすること。 (f) 権利適合性: 結果と救済双方が、国際的に承認された人権と適合していることを確保すること。 (g) 持続的な学習源: 苦情処理の仕組みを改善し、将来の苦情や人権侵害を予防するための教訓を得るために関連措置を活用すること。 運用レベルの手続はさらに以下の要件を満たすべきである (h) 関与(エンゲージメント)と対話に基づくこと: 制度設計や成果について、利用が見込まれている利害関係団体と協議し、苦情

(カ) 個別法令等に基づく対応の継続・強化 (労働者、障害者、外国人技能実習生を含む外国人労働者、通報者保護)							
	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける 既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
78	●技能実習法に基づき、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣への申告のほか、外国人技能実習機構による技能実習生に対する母国語での相談対応及び人権侵害発生時等、技能実習の実施が困難となった際の転籍支援を引き続き実施していく。	(法務省、厚生労働省)	・母国語相談及び申告件数	・母国語による相談・申告の窓口への相談。(母国語相談:延べ13,353件、申告(注):82件(令和2年度)) (注)母国語相談窓口からの相談により明らかになったものを含み、技能実習法違反の疑いのある案件のうち、技能実習生等が技能実習法第49条の規定に基づく申告をとした場合の件数。 なお、令和3年4月21日からは、暴行や脅迫等の人権侵害行為の相談に対応するための専用窓口「技能実習SOS・緊急相談専用窓口」を開設。	2017年11月～	25	Ⅲ. 救済へのアクセス 基本原則 25. 国家は、ビジネス関連の人権侵害から保護する義務の一部として、そうした侵害が領域内及び／または管轄内で起きた場合、司法、行政、立法、その他適切な手段により、侵害を受けた者の実効的な救済へのアクセスを確実にするための適切な措置をとらなければならない。
						27	Ⅲ. 救済へのアクセス 国家による非司法的苦情処理の仕組み 27. 国家は、ビジネス関連の人権侵害に対する国家による包括的な救済システムの一環として、司法手続に加え、実効的かつ適切な非司法的苦情処理の仕組みを提供するべきである。
						31	Ⅲ. 救済へのアクセス 非司法的苦情処理の仕組みの実効性基準 31. 非司法的苦情処理の仕組みは、その実効性を確実にするため、国家によるもの及び非国家主体によるものともに、以下の要件を満たすべきである。 (a) 正当性:手続の利用が見込まれる利害関係団体から信頼を得、苦情処理の仕組みでの公正な運営に責任を持っていること。 (b) 利用可能性:手続の利用が見込まれる全ての利害関係団体に周知され、その利用に支障がある者には適切な支援が提供されていること。 (c) 予測可能性:段階に応じて必要な時間枠が示されている、明確で周知された手続が提供され、手続の種類や結果、履行監視方法について明確であること。 (d) 公平性:苦情申立人が、公正に、情報に基づき、敬意を払われながら苦情処理手続に参加するために必要な情報源、助言や専門知識に合理的なアクセスが確保されるよう努めていること。 (e) 透明性:苦情申立人に手続の経過について十分な説明をし、且つ手続の実効性について信頼を得、問題となっている公共の関心に応えるため十分な情報提供をすること。 (f) 権利適合性:結果と救済双方が、国際的に承認された人権と適合していることを確保すること。 (g) 持続的な学習源:苦情処理の仕組みを改善し、将来の苦情や人権侵害を予防するための教訓を得るために関連措置を活用すること。 運用レベルの手続はさらに以下の要件を満たすべきである (h) 関与(エンゲージメント)と対話に基づくこと:制度設計や成果について、利用が見込まれている利害関係団体と協議し、苦情に対処し、解決するための手段として対話に焦点を当てること。
79	●我が国では、通報者の保護に関し、一定の要件を満たして通報を行った通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産の保護に係る法令の遵守を図ることを目的とする「公益通報者保護法(平成16年法律第122号)」を制定している。G20大阪サミット首脳宣言及び「G20効果的な公益通報者保護のためのハイレベル原則」も踏まえ、事業者及び行政機関(地方公共団体を含む)における通報・相談窓口設置の促進を引き続き図っていく。	【消費者庁】	・行政機関(地方公共団体を含む)通報窓口の設置率 ・企業の内部通報窓口の設置率	・行政機関(地方公共団体を含む)通報窓口の設置率 ⇒54.8%(2018年度) ・企業の内部通報窓口の設置率 ⇒46.3%(2016年度)	期間の定めなし	25	Ⅲ. 救済へのアクセス 基本原則 25. 国家は、ビジネス関連の人権侵害から保護する義務の一部として、そうした侵害が領域内及び／または管轄内で起きた場合、司法、行政、立法、その他適切な手段により、侵害を受けた者の実効的な救済へのアクセスを確実にするための適切な措置をとらなければならない。
						27	Ⅲ. 救済へのアクセス 国家による非司法的苦情処理の仕組み 27. 国家は、ビジネス関連の人権侵害に対する国家による包括的な救済システムの一環として、司法手続に加え、実効的かつ適切な非司法的苦情処理の仕組みを提供するべきである。
						28	Ⅲ. 救済へのアクセス 非国家主体による苦情処理の仕組み 28. 国家は、ビジネス関連の人権侵害に対処する非国家主体による実効的な苦情処理の仕組みへのアクセスを容易にする方法を検討すべきである。
(キ) 裁判外紛争解決手続の利用促進							
	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける 既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
80	●企業活動がもたらす課題や人権侵害に関する救済へのアクセス改善に資するものとして、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」に基づく認証紛争解決手続や、その他の様々なステークホルダーが提供する取組について、その利用促進を図るため、周知等の支援を行う。	【法務省】	・今後実施予定の認知度調査の結果	ADR・ODRに関する認知度調査の結果を踏まえ、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」に基づく認証紛争解決手続の利用促進を目的とした、認証紛争解決手続の概要や認証紛争解決事業者の情報等をまとめたパンフレット及びガイドブックの作成・配布や、インターネット広告の実施などの施策を行う。	期限の定めなし	25	Ⅲ. 救済へのアクセス 基本原則 25. 国家は、ビジネス関連の人権侵害から保護する義務の一部として、そうした侵害が領域内及び／または管轄内で起きた場合、司法、行政、立法、その他適切な手段により、侵害を受けた者の実効的な救済へのアクセスを確実にするための適切な措置をとらなければならない。
						28	Ⅲ. 救済へのアクセス 非国家主体による苦情処理の仕組み 28. 国家は、ビジネス関連の人権侵害に対処する非国家主体による実効的な苦情処理の仕組みへのアクセスを容易にする方法を検討すべきである。
81	●企業活動がもたらす課題や人権侵害に関する救済へのアクセス改善に資するものとして、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」に基づく認証紛争解決手続や【法務省】、その他の様々なステークホルダーが提供する取組について、その利用促進を図るため、周知等の支援を行う。	【全府省庁】	・実施状況	(農林水産省)飲食品製造業分野、外食業分野及び農業分野の3分野を対象とした、「事業者向け」及び「外国人向け」の相談窓口を設置。当省のホームページへの掲載や、受入機関等に相談窓口のQRコードを掲載したチラシを配布し、周知。	(農林水産省)2021年6月～	25	Ⅲ. 救済へのアクセス 基本原則 25. 国家は、ビジネス関連の人権侵害から保護する義務の一部として、そうした侵害が領域内及び／または管轄内で起きた場合、司法、行政、立法、その他適切な手段により、侵害を受けた者の実効的な救済へのアクセスを確実にするための適切な措置をとらなければならない。
						28	Ⅲ. 救済へのアクセス 非国家主体による苦情処理の仕組み 28. 国家は、ビジネス関連の人権侵害に対処する非国家主体による実効的な苦情処理の仕組みへのアクセスを容易にする方法を検討すべきである。
(ク) 開発協力・開発金融における相談窓口の継続							
	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける 既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
82	●JICAは、環境社会配慮ガイドラインの遵守を確保するために、被影響住民がガイドラインの不遵守に関する異議申立を行うことができる制度を設けており、引き続き提供していく。異議申立が行われた場合には、事業担当部署等から独立した異議申立審査役がガイドラインの遵守・不遵守に関する事実を調査するとともに紛争解決に向けた当事者間の対話を促進し、その結果を直接JICA理事長に報告するとともにJICAのウェブサイトで公開していく。	【外務省】	・実施状況	JICAはウェブサイトを通じて、環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱及び異議申立に係る審査結果の公開を行っており、今後も異議申立制度の提供を継続していく。	2020-2025		Ⅲ. 救済へのアクセス 非国家主体による苦情処理の仕組み 28. 国家は、ビジネス関連の人権侵害に対処する非国家主体による実効的な苦情処理の仕組みへのアクセスを容易にする方法を検討すべきである。
83	●JBICは、環境ガイドライン遵守を確保するため、環境ガイドライン不遵守に関する異議申立の手続を設けており、引き続き提供していく。当該異議申立は、プロジェクトの被害を受け得る当該国の住民により行うことが可能とされており、投融資担当部署から独立した環境ガイドライン担当審査役により判断され、その結果は公開されることになっている。	【財務省】	・実施状況	JBICは、ホームページにおいて、異議申立の手続要綱及び環境ガイドライン担当審査役に関する情報を提供中。また、同ホームページ上にて、これまでの異議申立の受付・手続進捗状況とその調査結果等の報告書についても公開を行っており、今後も継続していく。	2003年～		Ⅲ. 救済へのアクセス 非国家主体による苦情処理の仕組み 28. 国家は、ビジネス関連の人権侵害に対処する非国家主体による実効的な苦情処理の仕組みへのアクセスを容易にする方法を検討すべきである。

84	●JICA、及びJBICIにおいて、今後も運用の改善等を通じて、実効性の向上に努めている。	【外務省、財務省】	・実施状況	(外務省) JICAはウェブサイトを通じて、環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱及び異議申立に係る審査結果の公開を行っている。また、異議申立手続要綱を改正し、実効性(利用可能性、予測可能性、公平性)の向上に努めている。 (財務省) JBICIにおいて、「環境社会配慮確認のためのJBICガイドライン」の見直しに向けた議論の中で、異議申立手続要綱の改正の必要性の有無についても議論している。引き続き実効性の向上について検討していく。	(外務省) ・2020~2025(要綱の改正:2020~2021、改正版要綱の公布:2022年1月、改正版要綱の施行:2022年4月以降) (財務省) 2003年～	28	Ⅲ. 救済へのアクセス 非国家主体による苦情処理の仕組み 28. 国家は、ビジネス関連の人権侵害に対処する非国家主体による実効的な苦情処理の仕組みへのアクセスを容易にする方法を検討すべきである。
						31	Ⅲ. 救済へのアクセス 非司法的苦情処理の仕組みの実効性基準 31. 非司法的苦情処理の仕組みは、その実効性を確保するため、国家によるもの及び非国家主体によるものともに、以下の要件を満たすべきである。 (a) 正当性: 手続の利用が見込まれる利害関係団体から信頼を得、苦情処理の仕組みでの公正な運営に責任を持っていること。 (b) 利用可能性: 手続の利用が見込まれる全ての利害関係団体に周知され、その利用に支障がある者には適切な支援が提供されていること。 (c) 予測可能性: 段階に応じて必要な時間枠が示されている、明確で周知された手続が提供され、手続の種類や結果、履行監視方法について明確であること。 (d) 公平性: 苦情申立人が、公正に、情報に基づき、敬意を払われながら苦情処理手続に参加するために必要な情報源、助言や専門知識に合理的なアクセスが確保されるよう努めていること。 (e) 透明性: 苦情申立人に手続の経過について十分な説明をし、且つ手続の実効性について信頼を得、問題となっている公共の関心に応えるため十分な情報提供をすること。 (f) 権利適合性: 結果と救済双方が、国際的に承認された人権と適合していることを確保すること。 (g) 持続的な学習源: 苦情処理の仕組みを改善し、将来の苦情や人権侵害を予防するための教訓を得るために関連措置を活用すること。 運用レベルの手続はさらに以下の要件を満たすべきである (h) 関与(エンゲージメント)と対話に基づくこと: 制度設計や成果について、利用が見込まれている利害関係団体と協議し、苦情に対処し解決するための手段として対話に焦点を当てること。

(ケ)日本司法支援センター(法テラス)の取組(追記)							
	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
85	●資力の乏しい国民や我が国に住所を有し適法に在留する外国人に対し、無料法律相談等の支援を実施し、司法的救済へのアクセス確保に努める。	【法務省】	・外国語通訳を伴う法律相談の件数	(法務省) 集計中。	期間の定めなし	25	Ⅲ. 救済へのアクセス 基本原則 25. 国家は、ビジネス関連の人権侵害から保護する義務の一部として、そうした侵害が領域内及び／または管轄内で起きた場合、司法、行政、立法、その他適切な手段により、侵害を受けた者の実効的な救済へのアクセスを確保するための適切な措置をとらなければならない。
						27	Ⅲ. 救済へのアクセス 国家による非司法的苦情処理の仕組み 27. 国家は、ビジネス関連の人権侵害に対する国家による包括的な救済システムの一環として、司法手続に加え、実効的かつ適切な非司法的苦情処理の仕組みを提供するべきである。
						31	Ⅲ. 救済へのアクセス 非司法的苦情処理の仕組みの実効性基準 31. 非司法的苦情処理の仕組みは、その実効性を確保するため、国家によるもの及び非国家主体によるものともに、以下の要件を満たすべきである。 (a) 正当性: 手続の利用が見込まれる利害関係団体から信頼を得、苦情処理の仕組みでの公正な運営に責任を持っていること。 (b) 利用可能性: 手続の利用が見込まれる全ての利害関係団体に周知され、その利用に支障がある者には適切な支援が提供されていること。 (c) 予測可能性: 段階に応じて必要な時間枠が示されている、明確で周知された手続が提供され、手続の種類や結果、履行監視方法について明確であること。 (d) 公平性: 苦情申立人が、公正に、情報に基づき、敬意を払われながら苦情処理手続に参加するために必要な情報源、助言や専門知識に合理的なアクセスが確保されるよう努めていること。 (e) 透明性: 苦情申立人に手続の経過について十分な説明をし、且つ手続の実効性について信頼を得、問題となっている公共の関心に応えるため十分な情報提供をすること。 (f) 権利適合性: 結果と救済双方が、国際的に承認された人権と適合していることを確保すること。 (g) 持続的な学習源: 苦情処理の仕組みを改善し、将来の苦情や人権侵害を予防するための教訓を得るために関連措置を活用すること。 運用レベルの手続はさらに以下の要件を満たすべきである (h) 関与(エンゲージメント)と対話に基づくこと: 制度設計や成果について、利用が見込まれている利害関係団体と協議し、苦情に対処し解決するための手段として対話に焦点を当てること。

(5) その他の取組 途上国における法制度整備支援							
	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
86	●ODAを活用し、関係府省庁とも協力しつつ、法の支配の下における人権の保障と自由な経済活動の基礎となる法令の起草・改正、法運用組織の機能強化と実務改善、法曹人材育成、司法アクセスの向上等に関する支援を実施する(JICAによる専門家派遣、研修、セミナー等)。	【法務省、外務省】	・起草支援・運用支援のための派遣要請に対して実際に派遣して支援を実施した割合 ・年度当初に把握している支援対象各国に対する起草・改正支援の目標法令数に対して当該年度に支援を行った割合 ・年度当初に把握している支援対象各国に対する執務参考資料等の作成支援目標数に対して当該年度に支援を行った割合 ・司法及び治安機関のサービスがより多くの、より広い範囲の人々に行き渡るようになった国・地域の数	(法務省・外務省) アジアを中心とする開発途上国に対し、民商事法を中心に、法令の起草とその運用、人材育成などの法制度整備支援を実施。中でも、カンボジアやラオスを中心に裁判官、検察官、弁護士 の養成支援を行い、法の支配の下での人権保障と自由な経済活動の推進の中核になる法曹人材の育成支援事業を展開中。現在はベトナム、カンボジア等10か国以上に対し、研修やセミナーを実施するとともに、ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシアにJICAによる長期専門家を派遣中。なお、ODAの枠組みではないが、UNDP(国連開発計画)に対し、職員を派遣するとともに、司法アクセスの強化に関するプロジェクトへの拠出を行っている。	期間の定めなし	10	I. 人権を保護する国家の義務 政策の一貫性の確保 10. 国家は、ビジネス関連の問題を扱う多数国間機関の一員として行動する場合、以下の事項を行うべきである。 (a) これらの多数国間機関が、加盟国の保護する義務を果たす能力を制限したり企業の人権尊重を妨げないよう確保することに努めること。 (b) これらの多数国間機関が、の権限と能力の範囲内で、企業による人権尊重を促進し、要請されれば技術支援、人材育成、啓発活動等を通じて、企業による人権侵害から保護する国家の義務の履行を支援するよう奨励すること。 (c) この指導原則を利用して、企業と人権についての課題に対処する上での共通理解を促進し、国際協力を推進すること。

質の高いインフラの推進(質の高いインフラ投資に関するG20原則)							
	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No	関連する指導原則の内容(全文引用)
87	●G20大阪サミットで承認された「質の高いインフラ投資に関するG20原則」では、「原則5: インフラ投資への社会配慮の統合」において、あらゆる人々の経済参加や社会包摂を可能にし、女性や児童等脆弱な状況にある人々の人権やニーズを尊重すべきことが定められている。日本はG20原則の普及・定着を積極的に訴え、国際社会の議論をリードしており、今後も同原則を推進することで「ビジネスと人権」が想定する諸課題の解決に寄与していく。	【外務省】	バイ・マルチの会合にて、G20原則に基づく質の高いインフラ投資の重要性を発信。	「原則5: インフラ投資への社会配慮の統合」を含むG20原則の国際社会における普及・実施に取り組んでいる。	期間の定めなし	10	I. 人権を保護する国家の義務 政策の一貫性の確保 10. 国家は、ビジネス関連の問題を扱う多数国間機関の一員として行動する場合、以下の事項を行うべきである。 (a) これらの多数国間機関が、加盟国の保護する義務を果たす能力を制限したり企業の人権尊重を妨げないよう確保することに努めること。 (b) これらの多数国間機関が、の権限と能力の範囲内で、企業による人権尊重を促進し、要請されれば技術支援、人材育成、啓発活動等を通じて、企業による人権侵害から保護する国家の義務の履行を支援するよう奨励すること。 (c) この指導原則を利用して、企業と人権についての課題に対処する上での共通理解を促進し、国際協力を推進すること。